

# 令和3年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和3年9月9日（木曜日）

## 出席委員（7名）

|     |          |      |          |
|-----|----------|------|----------|
| 委員長 | 木戸岡 秀彦 君 | 副委員長 | 実川 圭子 君  |
| 委員  | 上林 真佐恵 君 | 委員   | 中村 庄一郎 君 |
| 委員  | 根岸 聡彦 君  | 委員   | 東口 正美 君  |
| 委員  | 中野 志乃夫 君 |      |          |

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 議長 | 関田 正民 君 | 5番  | 森田 真一 君 |
| 6番 | 尾崎 利一 君 | 19番 | 中間 建二 君 |

## 議会事務局職員（5名）

|      |         |       |          |
|------|---------|-------|----------|
| 事務局長 | 鈴木 尚 君  | 事務局次長 | 並木 俊則 君  |
| 議事係長 | 吉岡 繁樹 君 | 主任    | 関口 百合子 君 |
| 主任   | 高石 健太 君 |       |          |

## 出席説明員（9名）

|               |         |               |          |
|---------------|---------|---------------|----------|
| 副市長           | 小島 昇公 君 | 総務部長          | 阿部 晴彦 君  |
| 市民部長          | 田村 美砂 君 | 子育て支援部長       | 吉沢 寿子 君  |
| 職員課長          | 岩本 尚史 君 | 保険年金課長        | 岩野 秀夫 君  |
| 保育課長          | 関田 孝志 君 | 子育て支援部<br>副参事 | 岩崎 かおり 君 |
| 子育て支援部<br>副参事 | 榎本 豊 君  |               |          |

## 会議に付した案件

- (1) 3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情
- (2) 3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情
- (3) 3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情

- (4) 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情
- (5) 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情
- (6) 所管事務調査の協議について

午後 1時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和3年第5回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは何点かお伺いします。

まず、所得ゼロの世帯について、過去5年間の世帯数と加入者全体に占める割合の推移を教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 決算の資料に基づいて御報告させていただきます。決算の資料に基づきますので、世帯主が国民健康保険に加入されておらず、世帯の構成員が国民健康保険に加入されておられる、いわゆる擬制世帯主の世帯の場合につきましては、国民健康保険加入者の所得のみを確認した数値からの御報告となります。各年度の世帯数と割合を順に申し上げます。

平成28年度、5,086世帯、36.5%。平成29年度、4,989世帯、37.5%。平成30年度、4,973世帯、38.7%。平成31年度、4,862世帯、38.7%。令和2年度、4,947世帯、39.9%でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

所得ゼロの世帯の割合がこの5年間で増えてると思うんですけども、その理由についてどのように認識されているのか、また、全体的なこの市民生活の実態についてどのような御認識を持っているのか、改めてお伺いします。

それから、他の保険と比較して、国保税、高いということで御指摘してはありますが、その点についても御認識を改めて伺いたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 所得ゼロの世帯の割合が増えている主な理由につきましては、国民健康保険加入者におけます高齢者の方の割合が高まっており、それに伴いまして、年金収入のみの加入者の割合が増えたことと考えられます。

市民生活の実態といたしましては、特にコロナ禍以降、感染拡大防止のために市民生活が制限されたことから、収入減少など経済的な影響を受けている方が一定程度おられるものと認識しております。そのため、市ではコロナ禍の影響によります保険税減免策を他市より拡充して対応しているところでございます。

国民健康保険を他の保険と比較した場合についてですが、社会保険につきましては、それぞれの制度の仕組みの中で加入者に応分の保険料を求めていますので、一概に比較できるものではないと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 市としても、市民の実態については収入の減少などあるということで御認識されてる

ということで理解しました。

それから、減免の検討状況について、今コロナ減免のお話もありましたけれども、それ以外の減免の検討状況ということで、市は6年間連続で国民健康保険税、今値上げをするという計画、進めてますけれども、以前の御答弁では、この取組が一定程度進んだ段階においては減免を検討するというようなこともおっしゃっておられたかと思います。今年の6月議会の御答弁では、この減免制度について、近隣の状況などを調査研究されているということだったんですけども、その後の検討の進捗状況について伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市の独自減免の制度につきましては、東京都の国民健康保険事務処理基準や近隣市の減免策につきましては、調査研究を引き続き続けてるところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 最初にお尋ねした市民の市民生活の実態など考えても、やはり減免、必要だと思います。

党市議団としても、以前条例提案として減免は提案させていただいて、そのときは3割拡充ということで、7割、5割、2割軽減を、10割、8割、5割っていうそういうものも出したかと思います。所得ゼロ世帯が3割以上を超えてる、そういう状況が続いて増えているという状況の中で、やはり減免の拡充が必要じゃないかと思います。

現在7割減免になっている方、人数ですね、この陳情者の求める9割減免、行った場合の必要予算について伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和3年度の当初課税ベースとなりますが、均等割7割軽減該当の方のうち、所得ゼロ円の人数につきましては2,196名でございます。

7割軽減を9割軽減に拡充させた場合の差額に、この人数を乗じて得た影響額といたしましては、2,181万円と認識してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 必要予算については分かりました。

国保の基金なんですけれども、議会初日、補正予算ありましたけれども、そこでの質疑では、令和2年度末で約3億3,000万円ほどあったということで、これが今回補正予算で2億4,000万円——約2億4,000万円を積み増して、そこからコロナ減免に係る取崩しなど都の返還金など試算すると、およそ残高として4億円程度あるということでしたが、この基金の使い道についてどのように考えてるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 基金につきましては、原則市の保険給付費が東京都の見込みを上回った場合の一時的な補填や、国民健康保険事業費納付金の急増によります保険税の急増に対する抑制対策、また保険税の歳入補填など、他の財源に頼らず国民健康保険の安定的な運営に活用することを想定してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） これまでの議会質問の中で、こうした市による独自の減免措置っていうのは国のいう削減すべき赤字には該当しないってことも分かってます。市が多子軽減などを先行して行っていただいたり、コロナ減免の拡充も国に比べて対象者、広くしていただけてますので、こういう取組は本当に大切なものだと思うんですけども、やはり国保のこの基金の状況なんかを考えると、さらに減免が必要ではないかというふうに思います。この点についての御認識を再度伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の制度改革におきましては、医療給付、国からは受益というふう

に言われることもあるんですけども、受益と保険税の負担、受益と負担の均衡を図ることが目的の一つであります。この制度改革のために給与や賞与の水準の高い被用者保険につきましては、後期高齢者支援金算定における全面総報酬割の仕組みが導入されたことによる拠出金負担が生じてございます。国民健康保険は、ここから生まれた国費による財政支援を受けております。また、全国的には既に8割の市町村が赤字補填繰入れを行っておらず、健全な運営を行っております。こうしたことから、国民健康保険につきましては、現行制度において受益と負担の均衡した適切な保険税課税を行うべきと考えございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 負担が低所得の方に対する負担が重過ぎるってことが制度の最大の問題だと思いますので、ぜひ減免措置、拡充を、陳情者からこうした御提案もありますので、ぜひ早急な実現をお願いいたします。こちらは要望です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） 今回のこの陳情趣旨にございます所得ゼロ円の世帯の収入は、どのような金額になっておるのかお聞かせください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 所得ゼロ円になる収入ということで、その収入の種類によりまして控除額が変わってまいりますので、一概に申すことができないんですけども、例えばなんですけど、65歳以上の方の年金収入のみの場合ですと、110万円以下の収入の方が所得ゼロとなります。また、給与収入の場合になりますと、55万1,000円未満の方が所得ゼロ円になる可能性がございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしましたら、収入がゼロという方についての国民健康保険料の取扱いはどのようになりますでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 収入がゼロの場合でも、応分の保険税を現行制度の上でお願いしてるところでございまして、納めていただくようお願いすることになるかと思っております。また、保険税につきましては、前年所得がゼロ円で、前年収入がなかったとしても、今年度収入がある場合にはその収入において納めていただくことも考えられます。

また、先ほど他の委員からの答弁にも触れさせていただきました擬制世帯主の世帯におかれましては、その納税義務者である擬制世帯主が納めているということも考えられるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 現在軽減として2割、5割、7割というのがありますけれども、これは市が独自に条例改正などをすれば、9割減ってというような制度を独自としてつくれるような仕組みになっているのかということと、あと、他の自治体で9割軽減を実施している自治体があるのかお伺いします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） まず、1つ目の御質問なんですけれども、条例で拡充ができるかというところに関しましては、ちょっとほかに例がございませんので、ちょっと確実なところは申すことは難しいんですけども、理論的には法に触れない限りは条例よっての拡充というのは考えられ得るかというふうに考えております。

2つ目の御質問なんですけど、9割軽減、行ってる自治体につきましては、こちらのほうでは把握してございません。認識ございません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 例がないというようなことだったと思います。

それから、先ほど収入のことが出てきましたけれども、収入がなかったり、あっても非常に低収入だという方がどうしても保険料、払うことが難しいという場合には、ほかに何か救済措置と申しますか、ほかの制度などを勧めたり、例えば生活保護ですとか、そういったほかの制度を勧めたりするようなことがあるのか伺います。

○市民部長（田村美砂君） 救済策についてでございますが、今委員からもお話がありました生活保護の制度というのも1つ考えられます。

また、所得ゼロ円の世帯につきましては、納税義務者の死亡や災害などの理由で生活困窮に陥った世帯というのもございます。そういった世帯を対象とした保険税の減免制度というのもございますので、この減免基準に該当すれば保険税の減免が受けられるということとなっております。

以上です。

○委員（実川圭子君） それから、陳情者の陳情理由の中に、東大和市の保険料は所得の割に負担が重いというふうに書かれてる部分がありますけれども、この点について市はどのように認識をしておられるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 保険税につきましては、所得割と均等割、ございます。確かに東大和市は他市より先んじて財政の健全化を進めてるところがございますので、保険税率につきましては、近隣よりも高い面はございます。

ただ、保険税の負担感と申しますか、その話に関しますと、それぞれ地域にお住まいの所得によってもその保険税の増減がございますので、そういったところもありますので、なかなか保険税率だけで一概に保険税の負担感というのは申せないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） もう一つ、国保税は各自自治体ごとに最終的には各自自治体で決めてると思いますが、大本は法律に基づいた国の制度によるところが非常に大きいと思います。

市議会としても3年前に、国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書というのを提出していますけれども、市としても市長会を通じて国へ要望などを行っているかと思えます。市民の負担を軽減するような要望はどのようなものを行っているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市といたしましては、国や東京都へ医療保険制度の一本化ですとか、公費の拡大について、東京都市長会を通じた要望を続けているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑はございますか。

○委員（中村庄一郎君） 国保税の均等割については、国保組合にはない制度だというふうに思いますが、この均等割が導入されている目的とか、また狙いみたいなものについて教えていただきたいと思えます。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の保険税の均等割につきましては、健保組合等の被用者保険にはない制度でございます。国民健康保険の均等割につきましては、国民健康保険という制度におきまして、加入されている皆さんがひとしく保険給付を受ける権利があるために、加入者の人数に応じて応分の保険料を御負担いただくものでございます。

また、国民健康保険制度には様々な就業形態、生活形態の方が加入されておりますことから、世帯の所得のほかにも、世帯における加入者の人数に応じた応分の保険税を御負担いただくことを基本としているものというふうに認識しております。

なお、この均等割につきましては、一定の所得基準以下の方には7割、5割、2割の均等割の軽減がございます。

国民健康保険には先ほど申しましたとおり所得に応じた課税分もございますが、陳情の所得ゼロ円の方におかれましては、所得割はかからず均等割が7割軽減された課税額のための課税となります。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、国保における均等割についてはよく分かりました。

先ほど応分の保険税負担についての説明がありましたけれども、市は国保における財政の健全化のため、医療給付と保険税負担を均衡にすることを進めているものと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国は、国民健康保険の安定的持続可能な運営のために、医療の給付や保険税負担を明確にいたしまして、均衡にすることを繰り返し求めております。

先ほど他の委員へのお答えにもさせていただいたんですが、国民健康保険の制度改革では、受益と均衡の負担を目指してございまして、制度改革のために給与や賞与の水準の高い被用者保険の拠出金の負担増によって得られた財政支援を受けております。また、繰り返しになりますが、全国的には既に8割の市町村が赤字補填繰入れ、行っておりません。こうしたことから国民健康保険につきましては、現行制度において受益と負担の均衡が図られた適切な保険税課税、こうしたものを行いたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 今回の陳情に関して、陳情者の皆さんの本当に所得がない中でっていいですか、本当に今いろいろコロナ禍で大変な生活されてることは大変よく分かりますし、何とかしたいっていうのは本当にやまやまですが、私どもやまとみどりの中では、ずっとこの間、この国保税のことを論議してる中で、本来国がやるべき制度であるし、また、今東大和市の広域化の中のいわゆるそちらの道を歩み始めて、そういう形でやはり本来はこれは市町村レベルではなくて、都道府県や国に対して一定のやはり配慮を求めてやらなければ、自治体によって差があるっていうのは本来おかしな制度であると思って考えております。

ですから、私どもの会派としては、こういった内容に関しては、残念ながらいろいろな意味で同情はいたしますけれども賛成しかねるかなという判断をしております。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

これまで議会の場で繰り返し指摘をしてきたとおり、国民健康保険税は加入者の多くが所得ゼロの世帯を含む低所得者世帯で、その負担は大変重く、既に担税力を超えるものとなっています。加入者の中の所得ゼロ世帯の割合が年々増加する中、市は国保税の6年連続値上げ計画を進めており、値上げを中止し、値下げに転じることに加え、減免措置の拡充も必要だと考えます。

市がこれまで他自治体よりも先行して多子軽減を導入したことや、国のコロナ減免よりも対象者を拡大したことなど、市独自の減免措置の拡充を行ってきたことは、大変重要な取組であり高く評価するものですが、それでもなお所得ゼロ世帯、また所得の低い世帯にとって、国保税は重過ぎる負担となっており、既に当市においてもこうした方々が必要な医療にアクセスできず、医療を受ける権利を侵害される事態となっています。

国民の権利である生活保護制度をちゅうちょなく利用することは大変重要であり、市としても推進すべき取組ですが、一方で、生活保護制度は一部の政治家や著名人等が行ってきた生活保護バッシングによって、制度に対する誤った知識が、いまだ多くの国民の中に浸透してしまっているとともに、一部の自治体が行っている水際作戦により、誰にでも門戸が開かれているはずの制度の申請すらできない例が後を絶ちません。また、新自由主義と共に広められた自己責任論が、今もなお公助よりもまず自助という政府のメッセージと共に強調され続けており、多くの国民にとって生活保護制度を受けることは、大変ハードルが高いものとなっています。

また、生活保護基準の境界層で制度を受けられない低所得世帯にとっても、国民健康保険税の負担は重く、いずれにしても誰もが安心して医療を受ける権利を保障するために、国民健康保険税の負担軽減は待ったなしの課題です。

本来であれば自治体間の格差が起らないよう、国が負担軽減を進めるべきと考えますが、国の制度改正を持っていては、市民の命と健康は救えません。また、当市が先行して行った多子軽減の取組が近隣自治体に広がりつつあることから、自治体が国に先行して減免措置の拡充を行うことは重要であると考えます。

党市議団は、これまでも国民健康保険税の値下げや減免措置の拡充について、繰り返し提案を行ってきました。市民の命と健康、暮らしを守り抜くために、少なくとも陳情者の求める減免措置の拡充が必要だと考えます。

市が国保税の6年連続値上げによって積み上げた基金は現在4億円程度になっているということが、本議会初日に行われた補正予算の質疑でも明らかになっており、陳情者の求める9割減免を実現するだけの財政の根拠もあると考えます。当市の国保税は他市と比べても高いという旨の御答弁もありました。市が独自で行う減免措置は、国が求める削減すべき赤字にも該当しないことから、さらなる減免措置の拡充と、国民健康保険税そのものの負担軽減を強く求め、本陳情に対する賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。



採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第3号陳情 低所得者の高い国民健康保険料の軽減を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 1時56分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情

[朗 読]

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは伺います。

こちらについては一般質問でも質問させていただきましたので、御答弁等も踏まえて質疑を行います。

まず、段階的廃園が乳幼児に与える影響について、一般質問の御答弁の際には、異年齢保育や集団保育などが受けられなくなるというそういった答弁があったんですけども、具体的に乳幼児にどのような影響を与えるのか、現場の保育士さんや専門家の方などから見解を聞いたり、そういうことがあったのかどうか、また、他市の事例などから検証などを行ったのかどうかお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 狭山保育園の段階的な廃園につきましては、子ども・子育て支援会議委員、私立保育園長会への意見聴取を実施しながら検討いたしまして、他市の事例についての検証はしておりません。

今後、狭山保育園の保育士と共に、具体的な検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そういった見解とか他市の検証などはされていないということで、やっぱりこれはきちんとやって、その上で具体的にどう進めるのかっていう検討を行うべきだったというふうに思うんですが、一般質問の中では、入園停止については再開を検討するというそういう御答弁もあったんですけども、検討状況について、例えば兄弟児だけに限定するとか、そういうことを考えてらっしゃるのか、検討の状況、内容について、もう少し具体的に教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 入園停止の再開につきましては、今後の保育士の定年退職を見込みながら、受入れ可能な児童数での募集を再開する方向で検討しております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

---

午後 2時 3分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） 私もちよっと他市の事例など聞いてみたんですけども、やっぱり乳幼児のお子さんに与える影響というのは本当に大きいですし、もちろん大きいですし、また保護者に対しても、就労含めて、すごく大きな影響があるというふうに、保育を受ける権利を奪われるってことになりますので、ぜひ再開、検討されてるということですけども、これまでどおりの保育を行えるように、きちんと定員まで受入れをお願いしたいと思います。こちらは要望です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（中野志乃夫君） 今回のこの陳情内容の中に書いてある（「マイクを近くに」と呼ぶ者あり）、今回のこの陳情内容を吟味させていただき、私も本当にそうだなと思うことが多いんですけども、まず基本的なことをお伺いしますが、この狭山保育園を廃園にするガイドラインと、東大和市を日本一子育てしやすいまちにするというこの方針というのは、整合性があるんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 狭山保育園を今後維持していくというような場合に、大変老朽化が進行しているというようなことで、将来世代にそういった負担を担っていただくような形になっていくかと考えております。そういったところで、日本一子育てしやすいまちというのは、将来世代の、今の子供たちを含め、孫含め、将来にわたる人々へ、きちっと今の世代が適切に施策などの展開を進めながら、市民サービスの維持向上も図りつつ、限りある財源の下で、適切な市の行財政運営を図っていくということが、やはり、それが日本一子育てしやすいまちにつながるものと考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと今の説明だとよく分からないんですけども、公立の保育園がなくても、日本一子育てしやすい、そういったまちづくりはできるといういろいろ検討やプラン、そういったものを構築した上でこういうことを出してきたのか、単に財源がね、今市全体で不足して困る、将来的に困るから、公立はみんな潰していこうっていうその発想で、ただこれを出してきたのかね。その差は大変大きいわけですよ。全く違うといいますかね。つまり、はっきり言って日本一子育てしやすいというのはね、ここ最近はもう上位に入っていないですよ、東大和はね、残念ながら。いろんな施策が総合した上で、いろいろ評価もされるわけですけども、私がちよっとよく分からないのは、そういった本当にね、どうやったら東大和を子育てしやすいまちにしていくかっていう、そういう積み重ねの論議ってのはどこでやってんのか、またそれはどういう形で構築していこうとするのかっていうのが、正直見えませんよ。その辺はどうなってるんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、一般質問のときにも、ほかの議員の皆様にご答弁をさせていただいておりますけれども、市といたしましては、公立保育園と私立保育園につきましては、その意義や役割については差異はなく、市内の認可保育園の全てが、子供たちに対し、適切な質の高い保育サービスを提供するよう、

その体制の整備、そういった基盤の整備を、市がこれからはきちんと行っていく、それが市の責務であると考えております。

日本一子育てしやすいまちというのは、子ども・子育て支援施策のみならず、全ての様々なインフラを含めたものが、全ての子供世代含め、市民の皆様に住みやすいまちをつくっていくことが、日本一子育てしやすいまちであると考えておりますことから、そういったところに適切に市財政の——限られた財政、市のですね、財源を配分していくというようなことが必要になるかと考えております。

以上でございます。

**○委員（中野志乃夫君）** 部長はそうおっしゃってるけども、それはそういうプラン化されたものってあるんですけど。そういう形でね、全体化して、つまり今私が見てもですね、確かに保育行政はよくやっています。けども、よくよく分析してみると、すごいお金かけてますよね。ほかの分野では、ほとんど1円でも削れと言いながら、保育分野に関しては、相当金額を乗せてる。だから、保母さんね、拡充とか、いろいろ維持させるためとか、それだけのお金を注いでるからこそ、今充実したものが一定できてるとは思っています。つまり、それを担保するだけの計画性やプランがあった上で動いているのか、ちょっとそれがよく見えないんですよ。市全体で言うなら、やっぱりそういったことを総合的に判断した上で動いて、その一環で、実は保育園、今の話ですと、公立保育園と民間の保育園も差がないと。だから、公立はなくしていくんですってことは、考えてるならもっと前で明らかにして言っとかないと、今回のこのガイドラインっていうのは、入園して入った途端に聞いてないよっていう、利用者さんっていうか、父兄からすれば、父母からすればそういう話になってしまう。その辺のプランっていうか、段取りといいますかね、こういう計画性を持ってこう動いてますっていうのが、どっかに出てましたっけ。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** 市の政策決定に至るまでは、様々な論議が庁内で行われております。子ども・子育て支援施策のみならず、様々な施策の展開に当たっては、まず市においては、一番大きなものとして、総合計画というものがございます。その下に、一定の年度ごとの基本計画というものがございます。そして、その下に様々な分野別計画というものがございまして、子ども・子育て支援施策につきましては、子ども・子育て未来プランの中で5か年の計画として位置づけております。

また、このほか、公共施設等の再編などにつきましては、公共施設等の総合管理計画があったり、持続可能な市政運営の実現のためには、各年度、各時期においてですね、適切に、長年にわたり、行政改革大綱推進計画などの計画もあり、そういったものの一連の中で、庁内で検討を重ねた上での結果が今回のものがございます。

以上でございます。

**○委員（中野志乃夫君）** 庁内ではそういう論議をしてきたということですけども、この間、ほかの議員が、いろいろその論議の過程の庁内でのやり取りを資料要求してね、初めてそういうことがやってるっていうのが、最近になって私もよく分かったんですけども、基本的に、市民と、例えば行革でもうたってますよ。市民と協働したまちづくりを行いたい、一緒に考えたいと言いながら、庁内だけでの検討を進めてね、ここまで来ました。いきなりばんと出されてね。市民はもちろん、議会だって、えっていうか、そういう論議どこでしてたのっていうのが出てこない。具体的に言うと、今回のこの件についても、いつ段階でこのガイドラインをね、こうやってつくって、発表してっていうね、これいつの段階でこう決めたんですか。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** ガイドラインにつきましては、まず5月末の市議会議員全員協議会の中で、

このたびの第二学校給食センターの活用と併せて、狭山保育園の段階的な廃園の検討について、市議会議員の皆様にご説明をさせていただいたところでございます。その後、パブリックコメントというようなことをしながら、ガイドラインを作成して、市の方針として、保護者の皆様にご説明をさせていただいたというような流れでございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（中野志乃夫君） 5月の段階でって言って、いきなりそこでつくったわけじゃないわけですよね。その前からそういうふうな方向性で考えてるっていうなければ、思いつきでつくったとしか思えない答えになっちゃいますよ。つまり、いつの段階で、先ほど日本一子育てしやすい云々ということでプラン化していると、計画してるというのであれば、いつの頃からそういう論議をしてですね、公立の保育園は全部なくしていくんだと、そういう意思決定をどこかでしてなくちゃおかしいですよね。そうじゃないんですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ガイドラインにつきましては、具体的な手法を示していくという方針であり、それを保護者の皆様にご説明をさせていただいたというものでございます。

狭山保育園の在り方自体の検討につきましては、もう長年にわたり、第3次行政改革大綱推進計画のときから、市においては検討を開始してるということでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） だから、大分前っていっても、内部でだけやって、それを逐一議会で公表して、もうはっきりとこういう方向で進みますってことはやってないんじゃないですか。つまり、だからこそ唐突にですね、受ける側もえって驚いちゃう。あ、話には聞いてたけど、ね、そういうことはやっぱり本当にやってくるんだとかね。事前のそういうことがあれば、いろいろ論議もできるけども、市民も、とりわけ議会でさえ知らないんだから、市民は当然知らない。いきなりの話になってしまう。つまり、今回のこの保育園の在り方、これはほかのあれですよ、公民館の有料化の問題とか、いろんな問題も、検討委員会の中でしょっちゅう、庁舎内部では論議してるかもしれないけど、あくまでもそれは、聞けば論議してるだけだと。まだ公表するようなどこに至ってないということで、正式に煮詰まった段階で、恐らく市はこの間公表して出してきたんだと思うんですけども、今回の件は、本当にちょっと唐突過ぎるんじゃないかというふうに思っております。

取りあえず今質問はそれで。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） ちょっと後のほうで質疑しようと思ったんですけど、今ちょっと1つだけ確認なんですけど、先ほどのガイドラインの話なんですけれども、ガイドラインについては、もう狭山保育園の保護者説明会のお知らせのときに、もうガイドラインを配っているというふうに思ってるんですけども、そこではまだ確定していなくて、パブリックコメントを通してガイドラインが作成されたと先ほどおっしゃったんですけど、その前後関係をもう一度教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 保護者の皆様には、6月に説明会を行ったところでございます。その段階におきましては、狭山保育園の段階的廃園ガイドラインをお示しして御説明したところでございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 先ほどの部長の御答弁で、その後パブリックコメントを行ってガイドラインを作成した

というような御答弁だったと思いますけれども、その点について、私はその保護者会で配られたので、そこでもうガイドラインは作成がされて、それを示したというふうに捉えているんですけども、パブリックコメントとの関係を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 5月の末に、市議会議員の皆様全員協議会で御説明をさせていただいて、その後、ガイドラインにつきましては、市長決裁を経て御説明をさせていただいて、並行してパブリックコメントは実際には行っております。パブリックコメントとガイドラインにつきましては、実際には同時並行というか、パブリックコメントのほうが期間が長いというような状況で、ガイドラインについては、5月末の全員協議会の後に市長の決裁をいただいているということでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） パブリックコメントでは——パブリックコメントというのは、市民の意見、市の考えを公表して、それに市民の意見を聞いて、それを考慮して、最終的に市が意思決定をするっていうものだと思うんですけど、じゃこのガイドラインについては、そういったことは、一応並行してやってるけれども、ガイドラインについては、もうその前に決裁をされてるということで、今認識をしました。ちょっとこれは5号のほうでもちょっとお伺いしたかったんで、後でまたお伺いするかもしれません。

それで、この3第4号陳情では、新規入園者をどうするかということで、先ほど御答弁で、受入れ可能な児童数を定員にして考えていくという御答弁だったんですけども、今現在のゼロから5歳までのそれぞれのクラスの定員を教えてください。それから、その受入れ可能な児童数というのは、どういうところで判断するのかお伺いします。

○保育課長（関田孝志君） 今の手元には、9月1日現在の入園者数になります。（「マイク」と呼ぶ者あり）9月1日現在の入園者数になりますが、ゼロ歳が3人、1歳が10人、2歳が14人、3歳が15人、4歳が15人、5歳が12人、計69人でございます。

以上でございます。

続きまして、定員でございますが、定員につきましては、ゼロ歳が9人、1歳が15人、2歳が18人、3歳が20人、4歳20人、5歳23人、計105人でございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それで、御検討いただいている受入れ可能な児童数というのは、今例えばゼロ歳のクラスの方が3人ということなんですけど、来年度になったら1学年上がって1歳のクラスが3人になりますけども、それが定員というふうに考えていくのか、それとも現在の1歳児は15人の定員なので、そのあたりを考慮して新しく設定していくとか、何かそういったお考えがあるのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在検討しているところでは、パブリックコメントや保護者の皆様からの御意見なども踏まえまして、現在は停止しているところでございますが、これから検討していく中といたしましては、来年4月1日以降、例えば1歳児クラスは10人にするか、職員の基準というのが国によって決められておまして、1歳児は5の倍数となりますから、例えば5人であったり、10人であったり、15人であったりというようなクラス編成となっていきます。そこを考えるに当たりまして、保育士の定年退職、あるいはその他の職員の家庭等の事情により、会計年度任用職員等の退職等、そういったものも念頭に置きながら、来年度の受入れ人数を検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それから、あとここでお聞きしたいのは、この陳情者の陳情理由の2というところに、段階的廃園は決定事項ではなくという表現があるんですが、この段階的廃園は決定事項ではないのかどうかをお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 段階的廃園につきましては、パブリックコメントも終了しております、それを踏まえまして、政策的な意思決定ということで、最終的な市長の御決裁をいただいているところでございます。

ただし、公の施設としての最終的な廃止となるものにつきましては、条例で廃止なりをしていく必要がありますから、それは適切な時期に市議会議員の皆様に議決をいただくことが必要となるということを考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 今の御答弁でもちょっと疑問なんですけれども、またパブリックコメントを経ておっしゃったんですけれども、市長決裁はその前に済んでるので、そこが決定の時点じゃないんですか。それとも、パブリックコメントを実施するまでは、最終的には決まってなくて、その後ということであれば、いつの時点で最終的にその決定事項となったのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 行政として、適切に事務を進めていくためには、一定の決裁をきちんと段取りを踏んで行っていく必要があります。まず市議会議員の皆様に全員協議会で御説明をさせていただいたのは、方針を決定したということで、その方針の決定を御説明をさせていただいて、パブリックコメントを経るのが、今私どもの政策決定までの流れとなっております。これがパブリックコメントの制度がないときには、そのまま政策的意思決定ということで、皆様に御説明をさせていただいたかと存じますが、現在パブリックコメントの制度ができておりますので、方針として御説明をさせていただいて、パブリックコメントなどを経て、その上で最終的な市としての政策の意思決定をするというような流れとなっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 段階的廃園については、いつ最終的に意思決定が、どの場でされたのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 最終的な政策としての意思決定をされた決裁日については、令和3年8月31日でございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） どの場で行われたかもお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） どの場というよりは、事務手続上、起案により、最終的な決裁をいただいているということでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 3第4号陳情なんですけれども、市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める陳情なんですよね。はい。この陳情趣旨には、新規入園者停止の撤回を求めるというふうにありますけれども、先ほども他の議員から言われましたけれどもね、他の議員の一般質問で市側で答弁にありましたけれども、今後市は新規入園の募集再開の検討を行うというふうに答弁されました。市はどのように考えているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、現在保護者の皆様からいただいた御意見や御要望、パブリックコメントの御意見などを踏まえて、保護者の皆様の不安や在園する児童への影

響を少しでも解消できるよう、新規入園者の募集再開について、時期や受入れ人数について検討を行っているところでございます。

その検討の内容に基づき、ガイドラインの内容を一部変更する「改定」を行うことを私どもは考えておりまして、問題が生じたから無効とするという意味である「撤回」という考えはございません。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 皆さんがいろいろと伺って聞いていただいたので、かぶらないところで幾つかお伺いしたいと思います。

段階的の廃園を進めるとのことですが、その狭山保育園を1つの事業として見た場合に、その収支バランスがどのようになっているのでしょうか。また、そういった結果となった主な要因というのはどこにあるというふうに認識しているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 狭山保育園を運営する事業費といたしましては、年間およそ2億4,000万円強の経常的な費用を必要としております。また、歳入は、保護者の皆様からの保育料のほか、国や東京都の補助金を含め、およそ1,100万円となっておりますことから、およそ2億3,000万円弱の一般財源で運営が賄われております。

この主な要因といたしましては、平成16年度に、国による地方分権や行政改革の推進、民間でできることは民間にという考え方の下、三位一体の改革が行われたことに伴い、公立保育園の施設整備費・運営費の国庫負担が一般財源化され、市が負担する仕組みとなったことによるものでございます。

狭山保育園と同じ規模の私立保育園は、年間の運営費がおおよそ1億8,000万円で、狭山保育園と比較をいたしますと、年間で6,000万円の差が生じております。また、市への歳入につきましては、私立保育園の運営費にかかる国や東京都からの負担金、補助金などがあり、それらを充当することにより、市の一般財源負担はおおよそ4割程度となっております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 先ほどの質疑に対する御答弁でもありましたけれども、狭山保育園については、施設の老朽化が激しいというような御答弁があったと思います。この老朽化によって、どのような問題がどこどこに現れているのでしょうか。

また、頂いた陳情資料の中にも記載はあったんですが、仮に更新を考えた場合の問題点として、どのような点が挙げられるのか、改めてお伺いいたします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 弊害といたしましては、保育環境の悪化、提供できる保育サービスの低下などが挙げられます。建築・設備ともに、特に経年劣化が見られ、物理的な劣化に加えて、機能的な劣化が進んでおります。特に、調理室などの衛生管理部分の重要となる設備等の劣化が進んでおります。

仮に、建て替えを実施した場合には、園舎の一時的な閉鎖に伴い、仮園舎の確保や仮園舎への移転など、また擁壁の補修や強化などを含めまして、建て替えに要する費用は4億円から8億円程度かかるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 陳情趣旨にありますその段階的な廃園に当たっての課題というのは、どのようなものがあると認識しているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 段階的な廃園につきましては、現在在園している最少年齢児が卒園した時点

をもって廃園することとしておりますことから、現ゼロ歳児クラスの受入れをそのまま再開した場合には、生後57日以降からの児童の受入れが可能となります。

そのため、この場合には、令和4年4月1日以降も、1歳に到達をしていないため、令和4年度においても、ゼロ歳児クラスを継続していく必要が生じますことから、今年度中に募集の再開を行う場合には、受入れの月齢などの条件を整えていかなければいけないという課題がございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） そうしますと、今の御答弁で、課題の解消に向けては、令和4年4月の入園の募集において、ゼロ歳児クラスの乳児を募集しないという理解でよろしいのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど来、御答弁させていただいておりますけれども、段階的な廃園につきましては、現在在園している最少年齢児が卒園した時点をもって廃園をすることとしておりますことから、もしも今年度中に募集を再開する場合にあっても、令和4年4月1日までに1歳となる児童の受入れを行っていくこととなると考えております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ちょっと私の理解違いというところもあったのかもしれないんですが、再度ちょっと確認の意味でお伺いいたします。

今年度中に令和4年4月1日の段階で1歳にならないゼロ歳児を受け入れた場合の問題点というのはどういうところにあるのか確認をさせてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今年度中に令和3年4月2日以降に出生したゼロ歳児を受け入れた場合、その児童は、令和4年4月1日現在においてもゼロ歳児であるため、令和4年度もゼロ歳児クラスを運営することになり、市としましては、段階的廃園の終期を、現在のゼロ歳児が卒園するまでの令和8年度末までとしておりますことから、廃園をさらに1年延長しなくてはならないというようなことが生じてまいります。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） すみません、先ほどの答弁の中で……

○委員長（木戸岡秀彦君） マイクを近づけていただけますか。

○委員（東口正美君） すみません、答弁の中でございましたように、今回この陳情が求めているところの、新規入園者の停止を撤回してもらいたいということにつきまして、これは撤回ではなくて、変更——一部改定だというお答えがございました。ここのところで、先ほど来も、令和4年4月1日の時点での1歳児の学年についての新規加入を求めるといふふうに理解をしましたがけれども、この件のこの撤回した場合と改定した場合に、もう一度具体的に、どういうふうに募集内容が変わるのかをもう一度お聞かせいただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 「撤回」とした場合には、ガイドラインの内容を将来にわたって無効とし、現存するゼロ歳児クラスにゼロ歳児を受け入れていくこととなると考えております。

先ほど来、御答弁させていただいておりますが、ゼロ歳児は、生後57日以降から保育園に入園可能となりますことから、令和4年4月1日時点でもゼロ歳児が存在するため、ゼロ歳児クラスを存続させる必要が生じ、段階的な廃園の時期が延伸することとなります。狭山保育園の園舎の劣化を踏まえますと、これ以上の延伸は安全・安心な保育サービスの提供のため、修繕などで対応を続けてまいりましても、限界があり、大変厳しい状況にあると考えております。



「改定」をした場合は、現存するゼロ歳児クラスに、令和4年4月1日までに1歳となるゼロ歳児を受け入れていくというガイドラインの一部変更となりますことから、令和4年4月からは、1歳児以上のクラスを運営していくことが可能となるものであり、このことにつきまして検討を行っているところでございます。

市といたしましては、狭山保育園の段階的な廃園を着実にを行うことは、狭山保育園の維持等に必要となります市の財源や人的資源を、今後喫緊の課題であります公共施設の老朽化をはじめ、高齢化の進行などによる扶助費の増加、新たに期待される様々な行政課題への対応などに、効果的、効率的に配分することが可能となり、子供たちやさらにその先の将来世代が担う将来の受益者負担が過重になることがない持続可能な行財政運営に資するものであると考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと御答弁聞いてて、定員のところなんですけれども、4月以降にもゼロ歳児になる子は受け入れないということと、あと保育士さんの定年ということで、さっき御答弁あったと思うんですけど、定年ということであれば、ある程度何人減るのかっていうことが見通しは立つと思うので、本来であれば、定員に合わせて子供を受け入れて、その子供の数に合わせて保育士さんを確保するっていうことになるんですけど、その保育士さんに合わせて受け入れるっていうことになるのかなと理解したんですが、その場合の定員ですね、入る子が何人かじゃなくて、定員が何人になるのかっていうのは、今もし見通しがあれば教えていただきたいんですけれども。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 定年の人数などについては、今年度何人っていうのは分かりますが、そのほかの保育士の資格を持っている会計年度任用職員などの人数につきましては、今後その御家庭の事情等で、直前に退職をしたいとかというお申出をいただくことも多々ございまして、それに伴って、4月からの採用というようにことになってまいりますので、そういったことも鑑みながら、人数などは検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時41分 休憩

---

午後 2時48分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 今回のこの陳情で求められております、現存しているクラスへの新規入園者を停止することを考え直してもらいたいという、ここでは撤回という言葉が使われておりますけれども、この御意見等を踏まえて、市としてもう一度、この現存のゼロ歳児が進んでいくに当たって、新規入園の改定を行うということで、その具体的な方法につきましては、先ほど令和4年4月1日に1歳児になる子を受け入れていくという改定内容が示されました。このことは保護者の様々な意見を聞いて市が配慮をされたことだというふうに思い

ます。特にこのゼロ歳児のクラスの特性、1年かけてクラスの定員に近づいていくという特性を考えれば、やはりここの改定をしていただけないということ、今後検討していくということは、廃園までの保育環境が守られるという点で大事なことだと思っています。

一方で、この段階的な廃園の方針につきましては、長年課題でありました、やまとあけぼの学園の老朽化の建て替えの問題や市有地の有効活用等、市の抱える様々な問題を解決していくこと、またこの狭山保育園の老朽化という喫緊な課題に対しても、この方針を速やかに遂行していくことが望まれるというふうに考えておりますので、私の考えは以上でございます。

○委員（実川圭子君） 陳情理由の段階的廃園は決定事項ではなくということに関しては、先ほどの御答弁で最終的に意思決定をしたのは8月31日という御答弁があり、この陳情が出されたのはその前ということで、この表現はこれでいいのかなというふうに思います。

それから、陳情趣旨の新規入園者停止の撤回ということで、先ほど撤回と改定の話がありましたけれども、これは行政的な表現の使い方とかというのものもあるかと思います。この陳情者の陳情した理由としては、やはり保護者がとても不安に感じている、その解消と園児に影響が出ないようにしていくということだと思います。そのために現存しているクラスへの新規入園者の停止を配慮してほしいということだと思いますので、私はこの趣旨を酌み取って、この陳情については賛成したいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（上林真佐恵君） 今いろいろ御答弁伺っていて、改定するということですが、やはり限定的な再開になるということで、来年度以降のゼロ歳は入ってこないということになると、やはり下の子を狭山保育園に入れたいという保護者の願いはかなわないわけで、他市のそういうことをやっている事例もありますので、私は本当に市の皆さんがこういうことをやるのであれば、きちんとそのお子さんにどういう影響を与えるのかも保護者の就労ということもありますけれど、そういうことに本当にどういう影響を与えるのかということもきちんと検証して、するべきだったというふうに本当に思いますので、これはぜひ撤回をしていただきたいということが1つと。

それから、ちょっと先ほどの他の委員と市の御答弁のやり取りも聞いていて、収支バランスということで財源のお話あったんで、ちょっと言わせていただきますけど、私何度も一般質問で言ってますけれども、公立保育園の施設整備費・運営費共に地方交付税措置がされていて、実際に乗せがされているわけで、市は他の公共施設も更新していきなきゃっていうようなお話ありましたけど、今同時に進めている学校の建て替えについては今本当に国庫補助がないっていう中でどうやってやるんだっていうことで、これは国に求める必要あると思いますけど、公立保育園については施設を建てるお金も、運営するお金もきちんと国が全額カバーしているということが分かっているわけですから、やっぱりそれはきちんと残すっていう方向で検討していただきたいと思いますし、また将来世代の負担になるということはありませんけど、私は公立保育園はむしろ財産になるというふうに思いますし、今の子供たち含めて将来世代のことを考えなきゃっていう御答弁でしたけれども、本当にそれは負担だっただけで考えているなら、じゃ、今の子供たちは犠牲にしているのかっていう話にもなりますし、それから保育園だけでなく地域の市全般の子育て支援を考えなきゃいけないっていうような御答弁もあったんですけど、公立保育園というのはやはり行政機関ですからその地域の子育て支援をできる施設だというふうに思います。それは逆に民間の保育園にその地域の子育て全部頑張っているのはやっぱりできないと思いますので、やはりそういうことを担えるっていうのは公立保育園じゃなきゃできないのかなっ

ていうふうに思いますので、ちょっと入園停止の話からちょっとずれましたけれども、そういうふうに思っ  
て、こちらについてもきちんと撤回して、子供たちが保育を受ける権利っていうことを第一に考えて撤回をして  
いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園  
者停止の撤回を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

市が今年6月市立狭山保育園の段階的廃園に向けたガイドラインを突然保護者に示し、さらに保護者説明会  
が開催されるよりも前に新規入園児の募集を停止したことから、保護者の中で大きな不安と動揺が広がって  
います。陳情資料の中の保護者アンケートやパブリックコメントには、狭山保育園で信頼できる保育士の下、た  
くさんの仲間と共に卒園まで一緒に成長していけると信じて疑わなかったのに、市による一方的な廃園の方針  
決定により、当たり前保障されるはずである子供の最善の利益や保育を受ける権利が奪われることになった  
保護者の切実な思いがつつられ、その不安や困惑は想像するに余りあるものです。他市の事例を見ても段階的  
廃園に伴う新規入園募集の停止が子供と保護者に甚大な影響を与えていることは明らかです。他市で新規入園  
児の募集が停止された園の保護者からは「2人目は諦めた、廃園でこんな目に遭わされるなんて思わなかった」  
という声や「下の子が別の保育園に入れたとしても、2つの園に送迎するために勤務時間を減らすことを職場  
に相談しなければならず、仕事に打ち込んでいたのにもかかわらず、前向きな気持ちになれない」という声や  
下の子を園庭で三輪車に乗せてあげるのが夢だった上のお子さんは、今でも「下の子と同じ保育園だったらな  
と言っていて、そのたびに心が痛む」などの声が上がっており、段階的廃園に伴う新規入園児の募集停止によ  
って、兄弟一緒に通園や、また小さい子のお世話や大きくなった喜びの実感もできず、仲間と一緒に卒園する機  
会も奪われることが分かります。

保護者は子供たちの豊かな育ちをただひたすらに願っています。狭山保育園での保育に信頼を寄せ、狭山保  
育園を残してほしいと願う保護者の思い、また保育を受ける権利を保障するため、段階的廃園に伴う新規入園  
の停止は撤回すべきと考えます。

市は先に行われた一般質問でも、本陳情審査においても、入園募集を再開する方向で検討すると御答弁しま  
したが、その内容は限定的なものとなっています。限定的な募集とせず狭山保育園にいる子供たちが引き続き、  
豊かな保育を受ける権利を保障することを強く要望し、本陳情に対する賛成討論といたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求める  
陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（木戸岡秀彦君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。  
本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情

[朗 読]

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） では、幾つか伺います。

段階的廃園が子供と保護者に与える影響は甚大であるということで、先ほど3第4号陳情のほうでもいろいろ述べましたけれども、保護者を含めた市民に対して説明責任を果たすこと、また保護者の理解を得ながら進めるってことは大変重要だと思うんですけども、その必要性についての御認識を伺います。その上で保護者説明会がどのように行われたのか、経緯についての詳細を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 説明会につきましては、令和3年5月31日に開催されました東大和市議会議員全員協議会において御説明した後、時期を空けることなく保護者の皆様に御説明することを目的として開催したところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） その後に保護者ともう一度対面で意見交換の場を行うっていう御予定もあったと思うんですけども、議員にも中止になったという情報提供ありましたので、ちょっとその辺の経緯も教えていただきたかったんですが、ちょっとその前に説明会で質疑応答がなかったということで、陳情資料にありますが保護者に対するお知らせの中には、説明内容に差異が生じないように質疑応答は行いませんというふうに記載されていたんですが、一方では陳情理由を見ますと、その説明会は保護者の理解を得る場ではないというような御発言もあったということで書かれているんですけども、そのあたりどういうことだったのかっていうことと、質疑応答というのは当然行われるべきだったと思うんですけども、なぜ行わなかったのか理由を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 質疑応答につきましては、当時緊急事態宣言の下でございました、市の他の多くの会議におきましても、書面開催等により感染拡大防止を徹底しているところでありましたことから、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、書面での質疑応答とさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そうするとちょっと保護者へのお知らせに書いてある、その理由とちょっと、そこにはコロナっていうことは書いてないようですので、ちょっと違いがあるのかなっていうふうに思うんですけども、今ちょっとお尋ねした、その後、意見交換の場なども設定をされていたかと思うんですけども、そのあたりの経緯についても教えていただければと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 8月に6日、7日、17日にですね、会議を予定したところでございますけれども、7月の末からですね、市内における感染者数が拡大いたしまして、開催日の直前でしたけども、前1週間と比べると市内の感染者が非常に多くなってきたことを踏まえまして、前日にですね、中止、延期のお知らせをさせていただき、その後の日程につきましては、緊急事態宣言が解除されてからまた行うようなところで現在に至っているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） コロナ、この夏非常に感染急拡大しましたので、それを対策——対策っていうか、コロナ感染ということが理由でできなかったっていうことは理解もできますし、6月に行われた説明会でもコロナっていうことはもちろん感染防止というのはしなければいけないので、ある程度限定的になる、説明が限定的になるというのは仕方がないと思うんですけども、その質疑応答がないっていうことで、やはり市が保護者に対する説明責任をきちんと果たしていくっていう、その保護者の理解を得ていくっていうことについて、そのコロナって、そういうことはあったっていうのは理解しているんですけども、現時点で市はどの程度説明責任果たしているのか、十分だっていうふうに思っているのか、まだまだ足りないと思っているのか、その点についてお伺いしたいのと。

それから、やっぱり質疑応答なかったり、あと陳情資料を見ますと、資料を読み上げるだけだったというようなことも書いてあって、それから質疑応答がない理由についても、ちょっと理由がなんか違ってきているというようなこともあって、やはり信頼関係っていうのが今失われている、保護者との信頼関係っていうのが失われている状況ではないかと思しますので、この信頼関係を回復するために、今後どのような進め方をするのかっていう点についてお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 保護者の皆様との信頼関係の構築につきましては、今後もですね、引き続きこのコロナの感染状況を踏まえながら、対面でいかにどうやっていくかというようなことでございますが、そういうところも踏まえながらですね、引き続きお話をする環境などを整えるように工夫をしながらですね、信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 緊急事態宣言また延長ということで、なかなかそのやっぱりコロナっていうのはきちんと考えなければいけない状況ですので、それは仕方ないと思うんですけども、今後も意見交換の場っていうのは持つっていうことで考えていらっしゃるっていうことで理解をしました。

ただ、やっぱりこの感染の状況っていうのは、まだなかなか先が見えないわけで、その十分な対話っていうのができてない状況、状態が続いていて、やっぱり感染、緊急事態宣言開けても引き続き感染対策っていうことは必要になると思いますし、そうすると今後も対面で意見交換をするといっても、やっぱり人数ですとか、時間ですとか限定的なものになってしまうというふうに思うので、そういう意味ではきちんと十分な時間が確保できないのではないかと思うんですが、そうであればやはりそういうふうにきちんと保護者の方と意見交換ができる場っていうのが保障されるまでは、廃園の計画っていうのは一旦私は凍結するべきではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど来、別の陳情のときにも御答弁をさせていただいておりますけれども、狭山保育園の老朽化の進行という非常に厳しい状況がございます。その中で今後の厳しい市の財政状況等を踏まえまして、やはり段階的な廃園につきましては、適切な時期に設定をさせていただいているものと考えてお

ります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 私も繰り返になってしまいますが、もちろん老朽化っていうのは対応しなければいけないという重要な問題だとは思っていて、ただ建て替えの費用を出すのが私は不可能だとは思いませんので、少なくとも今この意見交換十分にできてない、コロナの見通しも立たないという中で拙速に十分な対面による対話ができないうちに拙速に進めるべきではないというふうに思いますので、要望ですけれども、計画については凍結を求めます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 先ほどと当然ながら同じような質問になっちゃうんですけども、この陳情に先ほど委員からも出たように、子育て支援部長吉沢氏からも、これは理解を得る場ではないというふうな記述があるんですけども、これは事実なんですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） あくまでも短時間ということでございまして、御説明をさせていただくということで、理解というのは、なかなかやはりそのときにすぐに御理解をいただくというのは大変難しいものではないかと考えておまして、その際に、ここは理解を得る場なのかというような御質問をいただきましたことから、それは今は御理解いただく場ではないというようなことでお答えをさせていただいております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとね、その時間がないとここで基本的にそういう形でやったからということかもしれないんですけども、まあね、今の御発言でもその場で理解を得る場ではなくてっていうんだったら、じゃあどこか別の場所で設けて理解を得るような場を設けますっていうんだったら分かります。ただ、今回のね、そういう発言がされたとかということも含めてなんでしょうけども、やはり今回このある面、父兄からすれば、父母からすれば、唐突にこういうガイドラインが発表されてね、それでこういうやり取りだっっていうことをやったことが、日本一子育てしやすいまちづくりのこの方針といいますか、そのスローガンとは矛盾してしまわないかという大変危惧を持ってるんですけども、その辺の認識はどうでしょう。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） このたびの狭山保育園の段階的な廃園につきましては、現存しているゼロ歳のお子様たちにつきましては、狭山保育園で年長クラスまでいられて卒園を迎えていただくというようなことで、保育についての提供については保障させていただいていると考えております。

市の責務といたしましては、やはり今後の市の財政状況等を踏まえながら、持続可能な市の行財政運営のために、その中で子ども・子育て支援施策はやはり市を、全体を維持していくということの一つのものでございます。市を活性化させるために子ども・子育て支援施策を推進して、日本一子育てしやすいまちづくりを行い、そのためには様々な施策を展開していくことが、全て市民の皆様の幸福を追求していくものであるということで考えておりますことから、そういったところを踏まえますと、市としては大きなやはり未来に向けてですね、全体的なことを考えていかなければいけないという命題に基づいて、しっかり施策を展開していく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 部長がそうおっしゃっているのであれば、基本的にね、まあ東大和市はまだ日本一子育てしやすいまちづくりを目指しているというふうに受け取れます、今の答弁からすればね。であるならば、今回のこのやり方は大変誤解を与えてですね、逆に言うと、この評判がね、いろんなとこに波及して、ああ、

東大和市は言っていることとやっていることは違うんじゃないかというね、大変そういうものを与えてしまうね、私は結果になるというふうに危惧しております。

それと併せて、本当にそのね、老朽化の問題とか、市財政が厳しいというのは私も当然分かるんですけども、そういうことを踏まえてもね、公立じゃなくても民間でできるっていうのは、私は別にそれは反対ではないです。民間の力で本当に優秀なものもあるから、そういうものを生かしてこういうまちづくり、子育てしやすいまちづくりをするっていうね、やはりもっと具体的なやっばりプランなり方針を出した上で、今回こういうね、狭山保育園の現状からして、こういうほかにプランがあって、こういう手だてがあるので、ここは段階的に変えていきますとかね、変更していきますっていうのがしかるべき方策っていうか、プランじゃないかと思うんですけども、やはりそれはなぜできなかったのかなっていうのが大変残念なんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** 保護者の皆様への御説明会の時間の短さなどにつきましては、先ほどから申し上げてまいりましたとおり、本来であればやはり質疑応答なども含めて、ある程度の時間をかけて回数も行うということは本当に必要なことであるということは十分認識しております。ただ、大変申し訳ございませんが、先ほど副参事からも御答弁させていただいておりますが、結果的には7月末から都内で連続して新型コロナウイルスの感染者数が過去最多を更新し続けて、市内においても陽性者数が日々増加しており、しかも家庭内感染による10代以下の陽性者数、特に保育園などのお子様の陽性者が目に見えて増えており、家庭内全員が感染するというような状況が7月末から見えていたというようなこともございましたので、保護者の皆様をはじめとした若い世代のワクチン接種の進捗状況なども考慮して、結果的にはこのような状況になっておりますけれども、説明会がなかなか開催できないということではございましたが、その後、文書でいただいた保護者の皆様からの質問に対しましては、きちんと丁寧にお返しをさせていただくというような形で、200近い御質問をいただいておりますけれども、それに関しましては全てお答えをさせていただいて、今に至っているということでございます。

以上でございます。

**○委員（中野志乃夫君）** 質問にはちゃんと答えているということは、それはその努力は評価するし、認めますけれども、ただ先ほど来、私が言っているとおり、やはり本当にね、市が日本一子育てしやすいまちづくり、どのようなね、いわゆる内部機関、こういうものを設けて、専門家を集めて、それでね、いや、民間でもできますよと、公立じゃなくてもやれますよというね、土台なりプランがあるなら、私もね、ぜひそれは賛成するっていうね、ことは考えられますけども、ちょっとこの間の経緯はそういったことに関して、残念ながらありません。庁内の検討会議のあれを見ても、内容を見てもそういうことが出てこない。本当に大丈夫かなというのが正直なところなんです。ですから、今部長はいろいろ丁寧にお答えはしていると言ってますけども、少なくとも私がこの陳情者の皆さんから頂いた資料を見ると、そちらのほうにね、大変疑問を持っているわけですから本当に東大和市、ちゃんと子育てやるのかと、そういう気があるのかという点はね、ぜひ踏まえて検討してほしいと思っております。これは要望です。

**○委員長（木戸岡秀彦君）** ほかに御質疑ございますか。

**○委員（実川圭子君）** これまで経緯を見てまして、段階的廃園のガイドラインを作成するまでに、市民や特に利用当事者の保護者の方ですとか、意見を聞く場を特に設けている様子がないと思っておりますけれども、そういったことで進めてきた結果が、こういった陳情が出てきたことなのかなというふうに思い、非常に残念な気持ち

なんです、この点はちょっと副市長にぜひ伺いたいんですけども、3市共同リサイクルセンターの建設に当たっても、スタートの段階の説明が理解されているかしないかっていうことで、長い間住民の理解が得られたか、得られないかというような議論がずっと続いたことを私はちょっと思い返して、同じ状況になっているのではないかなというふうに思います。段階的な廃園の検討というふうになってますけれども、これは廃園をしていくってということと、あとどういう方法で廃園していくかっていう2つのことが含まれていて、まずその廃園するかどうかという方針についてのところで、まず理解が得られてないのかなということを感じるんですけども、そういった手法ではなく、その前の段階で大きく廃園という方針が決まっていく中で、市民や当事者の意見を聞く必要があったんじゃないか、そのあたりについてぜひ市のこれはやり方のような感じがしていて、私はこれは非常にまずいやり方ではないかなと考えてるんですけども、その点について伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 陳情の項目はまたがっておりますけども、同じような御心配を今いただきました。市といたしましては、市長がですね、日本一子育てしやすいまちというのを最大の施策に掲げてございますので、保育園につきましても待機児童が非常に多いときの待機児解消から、先ほど他の委員さんから、保育の関係には財政状況厳しい中、かなりお金をかけていますよという御意見もいただきましたけども、やはりそこを解消するためにはですね、第一の施策として真摯に取り組んできているところでございます。

廃園のことにつきましてはですね、なかなかですね、期間がない中での御説明だったというようなところもございますけども、行政評価の制度やなんかの冊子も過去にお配りさせていただいておりますけど、平成29年にはですね、やはり民間のですね、活力を導入していくべきですよというような意見も多々いただいております。そういう意味での報告というのを隔年で報告をさせていただいたというところは1つございます。

また、廃園につきましては、個人的にも私近くに住んでいますし、関わっている関係者もたくさんいますので、狭山保育園に対する思い入れというのは、今お預けになっているお母さん方よりも、もしかすると、私は強いのかもしれないと思っております。

それで、廃園ありきということだけで考えているわけではございません。先ほどですね、担当のほうからお答えをさせていただいておりますけども、やはりですね、日本一子育てしやすいまちをつくるために、お子さんの待機児童を解消すること、病児・病後児保育の対応とかですね、できる限りの手を打たせていただいているつもりでございます。そんな中で今回の廃園につきましてもですね、廃園をして民間の方に委ねていくときに、今まで数多くの公的な保育園を民間の方にお願いをしてきた実績がございます。そういう中で非常にですね、預けている父母の皆さんの御意見とか、周りの皆さんの御意見も非常によかったというのをですね、最初に移行するときにはかなり今と同じような御意見をいただいたというのを、私も自分の子供を保育園に預けて育ててきましたので、そのときのことは記憶はありますけど、かなりいろんな御意見をいただく中で移行していきましても、民にお願いをした後はですね、非常によかったという意見が非常に強かったという認識を持ってございます。そういう中で今お預かりをさせていただいているお子さんたちをですね、卒園までですね、責任を持ってお預かりをさせていただくというところで方針を決めている。段階的ということでございますので、今ゼロ歳でお預かりしている人が年中、年長になったときに今の人数でどうですかという真摯な意見についてはですね、今前向きに検討させていただいているということでございますので、子育て日本一という意味では保育もそうですし、GIGAスクール、財政状況厳しい中ですけども、そちらにも市長の指示によりましてですね、早手を挙げて一生懸命取り組んでおります。ですから、大和に住んでよかったなと思ってもらえ



るような施策のための一つ施策だということで御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

---

午後 3時28分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（実川圭子君） 副市長、ありがとうございます。どういった思いを持ってやっているかというのはよく分かるのですが、やはり今のお話ですと、こういうふうに行政は様々検討して一番いいように考えてやってきたから、それに従ってください、悪いようにはしませんみたいなふうに私には聞こえてしまうんですけども、それはひと時代前だったら、そういうやり方も通用したのかもしれないですけども、今は本当に当事者の意見を聞く、早い段階から参入していく、市のほうも市民協働の行政運営というふうに言っている中で、なぜ廃園という大事なことについて意見を聞けなかったのかというのが、私は非常に疑問に思うところであり、そのあたりと、あともう一つは段階的な廃園を検討するっていう表現が非常に曖昧に聞こえていて、聞こえるような気がして、段階的な廃園の検討というのが、廃園を検討している状況なのではないかというふうに捉えている方もいらっしゃるって、廃園、じゃあ検討してるんだったら廃園しないでねっていう意見がたくさん出るのは当然だと思います。そういったところで、いろいろ意見の食い違いというのも生じている状況かと思えます。どのような経緯で廃園の方針を決めたのかということから、まず丁寧な説明が必要なのではないかと思います。その先ほどちょっと前の陳情のところでもパブリックコメントとの関係をちょっとお伺いしたんですけども、陳情者の提出していただいた資料1に保護者説明会の案内のお手紙がついているんですけども、そのお手紙にはもう3行目に、令和8年度末までに段階的な廃園を実施することとなりましたと、6月7日の時点で、段階的な廃園を実施することになりましたともう言い切っているんで、これではやはり私は市民の理解は得られないのではないかなというふうに考えますけれども、再度その廃園の方針を……ここで言っている説明は廃園をしていくっていうことは決まっている。その段階的にどうやって人数を少なくしていくのかというのを皆さんの意見を聞きながら進めていくというようなことなのかなと思うんですけども、その段階的な廃園を決めた、その方針を決めたときに市民の意見を聞くというようなことをなぜ行わなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 段階的な方針、廃園の検討ということで、まず段階的な廃園につきましては、その検討というのは具体的な手法をどうしていくかということを検討していくということの意味でございます。

方針の決定につきましては5月10日付で市長決裁をいただき、資料を整えまして5月末に行わせていただきました、市議会議員の皆様への全員協議会の中で御説明をさせていただいたところでございます。その後パブリックコメントをさせていただきまして、今現在市ではパブリックコメントを経て最終的な政策の意思決定をするという流れになっておりますので、パブリックコメントを経て最終的な政策の意思決定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それですと、この保護者への説明会の案内に、段階的な廃園を実施することとなりましたという、この言葉はもう決定だというふうにとられても仕方がない表現だと思いますし、そのことで非常に

保護者の方は混乱をし、不安に思い、そして忙しい中、子育てもしなくちゃならない、コロナの対応もしなくちゃならない、お仕事もあるっていう中で、こういった陳情の資料を準備し、こういう陳情をやってきたっていう、もうなんかそのことについて私は非常に市の対応が不誠実だと思います。これはちょっと意見として言わせていただきます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） この陳情は在園保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることというふうに求められているところでございますけれども、この新型コロナウイルス感染症の拡大というのは未曾有の事態でありまして、私たち議会としまして、当初感染、この正体が分からない中で議会の時間短縮を図ったりですとか、また今しっかりとパネルが設置されたりですとか、短い時間でこう換気を行わなければいけなかったりとか、様々この対処しなきゃいけないことが山のようにある中で、またこの夏のこの私個人かもしれませんけれども、ここまでの感染拡大の予想も立たなかったですし、あと年明けの高齢者の感染とはまた状況が変わって、若い世代や、また子供にまで家庭内で感染してきたっていう、そういう危機感がある中で、どうしてもなかなかこの対面の開催を中止せざるを得なかったっていうところは理解をします。

一方で様々な会議が私たちも書面開催でありましたりとか、また残念ながら、行政ではオンラインでの会議は現在行われておりませんが、この間様々ほかの会でオンラインの会議にも出させていただく経験を持ったところ、なかなかこの対面で意見交換をするとかということが、この書面やまたオンラインでは代え難いものなんだなっていうことも一方で経験をしているわけでございます。ですので、この保護者との十分な意見交換の場に対する、この感染症対策を考えながら、今後市としてどのような対応をしていこうとされているのかお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私どもといたしましても、実は9月の12日に緊急事態宣言が終わるものと考え、今月の初めに来月の10月1日から新年度に向けた保育園の新しい令和4年4月入園に向けた募集要項を配布を開始させていただきます。その際には先ほど来御説明させていただいておりますとおり、狭山保育園につきましては1歳児以上のクラスの、今募集停止をかけておりますけれども、人数も一定程度これから検討していきますけれども、募集を再開するという事で募集要項を配布するという予定でございますことから、そういったことも踏まえまして、保護者の皆様には御説明をしていくということで、今月初旬には保護者の役員の方には、その旨のお話をさせていただき、ただこの先ほどから申し上げましたとおり、家庭内全員の方が今陽性になっていたり、特に今先日も保育園が1園休園となっておりますけれども、小学校から兄弟で保育園児とかがかかっているようなことで、感染拡大が非常に進んでいることを危惧いたしまして、また若い世代のお父様、お母様などのワクチン接種の進捗状況なども鑑みまして、ごく少人数の役員などの代表の方々と感染防止対策を図りながら、短時間でどのように行っていくかということをやっと考えながらですね、やっていきたいということで、保護者の代表の方にはそのような形で今お話を御提示させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（東口正美君） すみません、今これからの十分な説明ということも、やはりコロナ対策をしっかりと取らざるを得ないという中で工夫も必要だと思わなければならないけれども、やはりこの今回陳情を出されてこられた方たちも東大和を子育てしやすいまちとして期待もしてるし、狭山保育園へもすごい思い入れがある。また、先ほど副市長からお話もあったように、市としてもこの市の全体の保育環境を何とか一歩でも前にという形で、思いが擦れ違わないようにきちんとした意見交換の場を設定していただきたいなということは思います。

一方で、この陳情趣旨にある、この廃園の方針の撤回というところにつきましては、先ほどの陳情でも述べましたとおり、重複しますんで割愛しますけれども、様々な課題を克服するためには、この方針に従って遂行していただきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに対する陳情に賛成の立場で討論いたします。

3第4号陳情の討論でも述べたとおり、市が市立狭山保育園の段階的廃園に向けたガイドラインを保護者に唐突に示し、十分な説明も合意形成もないまま新規入園児の募集を停止したことから、保護者の中で大きな不安と動揺が広がっています。本来であれば、市はこうした保護者の不安に寄り添い、丁寧かつ誠意ある対応を取るべきと考えますが、現時点において保護者に対する十分な説明や意見交換ができていないことが本陳情によっても明らかになりました。

新型コロナウイルスの感染が夏にかけて急拡大したことにより、対面による説明会や意見交換が十分に行えていないことは仕方のないことだと理解しますが、対面での丁寧な対応が制限される状況下である以上、廃園の計画は拙速に進めるのではなく、感染拡大、感染の状況が落ち着くまで一旦凍結し、改めて保護者との意見交換を十分に行う期間を保障するとともに、保護者の意見を反映すべきと考えます。保護者の皆さんは市との対話を求めています。市にはその思いを受け止め、保護者に寄り添った真摯な対応を行うことを求め、賛成討論といたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第5号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園に対する在園児保護者への十分な説明及び保護者との意見交換の場の設定を求めることに関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に関する可否を裁決いたします。  
本件について委員長は不採択と裁決いたします。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（実川圭子君） 陳情趣旨のところに保護者をはじめとする市民の合意形成についてというふうにありますけれども、3第5号の陳情でも述べましたけれども、当事者の意見を全く聞かずにガイドライン作成まで進めてきた市の姿勢は、私は改めて今後の体制を整えてほしいと思います。

お伺いしたいのは、公立保育園の廃止という点で、この陳情者の方、資料を提出していただきましたけれども、791自治体にアンケート調査を行った結果を載せていただき、公立保育園の役割や意義についてもアンケートを取られているようです。市のほうは基本的に公設と民設民営の差がないというふうに一貫してお答えになってますけれども、その点について公立保育園の廃止による保育行政の影響についてちょっとお伺いしたいと思います。この陳情者の方の出していただいた資料11というところに、市立保育園の段階的廃園について、アンケートにおける御意見、御質問に対する回答というものが出されています。そこにはその1ページ目ですね、1番目なんですけれども、公立保育園を廃止すれば保育行政や保育士等専門職の有するノウハウは後退し、引き継がれなくなる。その結果、民営保育園、保育所への指導検査等を適切に行えないというふうに書かれていて、それに対する市の回答として、その下に、これまで、現場で培った保育士等としての豊富な知識や経験を活かすことで、サービスの水準向上になる、つながっていくというようなことが回答されています。

そこでなんですけれども、この公立保育園がなくなれば現場がなくなり、現場で培う機会がなくなるということだと私は思います。そうすれば今の保育士さんが知識や経験が豊富で、それを生かすことができるというのは分かるんですけれども、今後そういった現場を市は失うことになるので、そのような豊富な知識や経験を市は持つことができなくなるというふうに考えますけれども、その点市はどのように考えているかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 保育士の専門性を生かした業務というのは、こちらにありますように保育の直接実施のみならず、保護者への相談支援、それから児童虐待防止に向けて子ども家庭支援センターなどでの業務、あるいはほかの児童福祉に関する業務などに従事をしていただくというようなことで考えており、現場がなくなるからといったところですね、保育士として、専門職として、その育成はされているということで認識しておりますので、その中からですね、そういったところの従事については十分可能であると考えております。

この数年、この2年余りですか、連続はしておりませんが、保育士の若い職員を若干名ですね、市としては募集しておりますが、それにつきましては、今後一般事務に従事するというような条件で採用をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 公立保育園のほうが民間の保育園に……すみません、民間の保育園のほうが公立保育園があのように基準を示して、公立保育園がこうだから、民間としてもそれに、市の考えはそうだから、それに合わせていこうみたいな動きは出てくると思いますけれども、逆にその公立のほうが現場を持たないと、現場を持っていない中で民間に対して、公から何かこうしていただきってということは、私は基本的に指示というか、そういうことは難しいのではないかなと思うのですけれども、そういったことについてはいかがお考えなのでしょう。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 一般質問のときにはほかの議員に御答弁をさせていただいておりますけれども、公立保育園の存在は過去におきましては保育水準となって、まだ私立保育園の数が少なかった頃には、保育の均質化を図るという役割はありました。現在は子ども・子育て支援制度をはじめといたしまして、第三者評価の制度が、特に東京都においてはしっかり確立をされております。私立保育園につきましては、補助金等を受ける場合の条件といたしまして、第三者評価の受審というものが1つの条件となっており、私立保育園に関しましては、一定の定期的な第三者評価を受審しております。そういったところで十分な質の担保がなされているということで考えております。

また、国からは全認可保育園などが遵守すべき方針として、保育指針というものが定められており、保育士は専門性にのっとり、その保育指針に沿って適切に保育園の運営を行うということが国から示されておりますので、そういったものを基に公立保育園が何かを引っ張っていくというものではございません。認可保育園の責務として全てそういったものに基づいて適切で質の高い保育を実施するという責務が保育園にはあると考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 保育の質のことで私も以前に質問したときにも、そのようなお答えをいただいたことがあるんですけども、ちょっと先ほどの中野委員とも重なるんですけども、国や都はそういった一般的な保育を維持するというので、もちろんそれにのっとり進めるっていうのは当然のことなんですけれども、日本一子育てしやすいまち東大和市として、保育をどういうふうにしていくかというような考えはないというふうに考えていいのか、その辺を民間保育園ばかりになったときに、東大和の保育園としては、こういうことを目指すんだっていうようなことを共有する場というか、そういうことがどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 当市の認可保育園、私立保育園の運営、市としての今までの方針も含めて御説明をさせていただきますけれども、当市におきましては、まず公共性の高い団体に認可保育園の運営を委ねるという強い方針を過去から定めており、市内の認可保育園につきましては、社会福祉法人という社会福祉法に基づいた法人が全て認可保育園の運営を担っております。

また、質の高い保育などを行っていただきたいというようなことにつきましては、当市においては、その社会福祉法人による認可保育園の私立保育園園長会というものがございまして、定期的な会議の中でお互いに情報共有を図ったり、私どもといたしましては、国や東京都の様々な情報を日々御提供させていただいたり、意見交換などをさせていただいて、全認可保育園の市内の認可保育園の質の向上や事故防止の取組などを徹底して進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 陳情理由の⑤なんですけれども、市職員だけで作成した基本方針及びガイドラインで

は、地域における保護者の需要や保育園の実情が把握できていないというふうな文書がございます。その中でですね、ほかの私立保育園との比較等が述べられておりますけれども、市はこれまでに公立保育園と私立保育園のですね、意義や役割の違いについて研究したことはあるのか、お聞きしたいと思います。

また、これに保護者の皆様から市に寄せられた要望や苦情で、公立保育園と私立保育園での違いなどがあるのか、お聞きしたいと思います。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** ほかの議員への御答弁に重ねる部分もございますが、児童福祉法などの認可保育園に係る法令などにおきましては、公私における意義、役割を区分する規定はございません。市としましては、市内の認可保育園の全てが子供たちに対し、適切な質の高い保育サービスを提供するよう、体制の整備を行うことが市の責務であると考えておりますことから、公立保育園と私立保育園の意義や役割の違いについての研究の必要性は認識しておりません。

また、これまでに届いております市長への手紙やメール、保育課への窓口で対応しております市内認可保育園への要望や苦情のうち、大変残念なことでございまして、大変申し訳なく思っておりますが、例年、狭山保育園への苦情等の件数が私立保育園に比べ多い状況でございます。そのため令和2年度末に狭山保育園保育士に対し補正予算により予算措置を行い、外部講師を招きクレーム対応研修の実施や、今年度は職員会議での勉強会などの開始を行って、それらの改善に努めているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（木戸岡秀彦君）** ほかに質疑ございますか。

**○委員（中野志乃夫君）** ちょっと今の部長の答弁でよく分からないことが多いんですけども、まず私も先ほど来言ってるのは、日本一子育てしやすい、そういった子育てしやすいまちづくりをする上で、どういうね、庁内にそういった専門家での論議をする場を設けてるのかとか、そういったことが大変気になっているわけです。先ほど例えば、市内の認可保育園はみんな社会福祉法人に委託してるとかね、それはそうでしょうって言うしかないです。で、第三者委員を設けてる、そういうことはこれはもう義務ですよ。もともとそういう保育行政にしても、障害者の福祉施設もそうなんですけど、最初からそれは設けなくちゃ認可されないんですから当然なんです。ただ、そういったものでもやはりなかなかね、うまくいかない、ちょっと預けてる市民というかな、保護者から、これ何なのとか、どうなのということは、これ民間保育園からはあまりなかったのかもしれないんですけど、やっぱり障害者施設なんかでもしょっちゅう出てくる。そのときに市がね、そういった法人にきちっと指導監督できるのかっていうね、とこが問われているし、またそういったことをリードするようなね、場所がない。つまりそういった行政のほうで持ってないと、とてもね、日本一子育てしやすいっていうのは、そういう誘導できないんじゃないかっていうのを大変危惧しております。ですから、先ほどの部長の答弁は、いや、それは当たり前でしようとしか言いようがないんですよ。それを踏まえた上で、さらに行政としてどういうね、そういうものを設置して、その努力をしてるのか、日本一子育てしやすい、そういったために行政内でどういう部署を設けてたり、検討委員会設けてやってるのかはよく分かりません。

先ほどその園長会のことから聞いてるとか、子育て支援会議云々という話も出ましたけど、この答弁書からみると、ほとんど市からね、諮問されたものをただ審議するだけ、そういう場でもあるし、やはりちょっとそれではどうなのかなと思っています。

あともう一点、苦情が多かったっていうのは具体的にどんな苦情が多かったんでしょうか、教えてください。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** 市といたしましては、先ほど来御答弁させていただいておりますけれども、

市長の付属機関でございます子ども・子育て支援会議をはじめ、任意の会議でございますが、その私立保育園の園長会などで認可保育園等の質の向上に向けて、様々な会議なども行わせていただいて、協議などもさせていただいているということでございます。

それから、苦情等の内容でございますが、大変自分の組織のあれを言うようで、ちょっと何か大変心苦しいものではございますが、主なものといたしましては「保護者が休みの日は家庭で保育するよう強く言われ、強く言われると精神的につらくなる」、それから近所の方からですが「散歩中の子供に大声で怒鳴り、虐待をされているくらいで地域住民として心配である。専門知識を持った職員が同行するべきではないか」、それから「着替えなどの私物がなくなったり、保護者に対して挨拶をしない職員がいる。職員の対応が悪い」、それから、狭山保育園の父母会の苦情ということで、「半強制的な加入をするのはどうなんだろう」と、「上下関係がある」というようなこと、それから「10分弱の入園説明会のときに、同席している狭山保育園の職員から子供に対し、何度も駄目と言われ、保育士が年配ばかりで固定観念を押しつけてくる」「靴下をはかないで靴を履いてきて靴ずれをつくって家に帰宅している」、それからあと、「園のお迎えについてルールがないのではないか」というようなこととか、あとやはり地域住民の方からですね、「園付近を通りかかったら、大きな声で子供に声かけをし、いらいらして子供に当たっているのではないか、もう少し優しい声かけをしてあげてほしい」、それから「慣らし保育を始めてから子供が園を拒絶する」「迎えに行くと大きい保育士の怒鳴り声が聞こえ、保護者が見ている前でもひどい対応である」「特定の保育士の対応が乱暴である」、それから「おむつが二重にはかされている」「汚れたものをビニールに入れて鞆に入れてくれない」「全体的にいろいろな面で雑である」、それから「熱中症への対応をきちんと考えてしてくれるのか」、そういったものでございます。申し訳ございません。これにつきましては、今園長と共に狭山保育園の保育士の改善ということで、昨年度からですね、これについてはしっかり取り組むように、今進めさせていただいているところでございます。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとね、個別の事案だから、ちょっと個別の驚くような話が多くて、ちょっと私も驚いてますけども、まあそういう問題が発覚したっていうか、のが今の話だと最近だということですか。今はまだそういった保育士の指導を行っているというふうに受け止めたけども、具体的にいつこういうことが発覚して、今どういう方針で臨んでいるかをちょっと具体的に教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これにつきましては、平成27年度からの集計しかこちらの手元にはございませんが、やはり保育サービスの提供する事業者の一つとして、狭山保育園が他の私立保育園と同様に認可保育園の責務として適切な質の高い保育を行っているようにするためにですね、やはりこれは看過できないことであるということで昨年、特に昨年から非常に苦情が多かったということもあって、先ほど御答弁させていただいたとおり、昨年度末に議会で補正予算をお認めいただいて、やや高い費用でございましたが、研修の費用を出させていただいて、外部講師を招いて、特にそのクレーム等への丁寧な対応など、保護者への支援などの視点での保育士がそのような形でできるようというように研修なども行わせていただいて、今鋭意改善を図っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 5分 休憩

---

午後 4時12分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中野志乃夫君） もう1点だけちょっと確認させてください。

今の具体的な話は、答弁では今そういったことの対応について研修して、いろいろ今後なくすような努力をされているということで伺いました。で、民間のというかな、保育園ではそういう苦情なりそういったあれは、何て言うんですかね、こういうトラブルとかそういうあれは入ってないんですか。そこだけ聞かせてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 苦情の件数につきましては、過去集計している平均値でございます。先ほどから御説明させていただいておりますが、これは市長への手紙もしくはメール、それから保育課に直接メールなり直接窓口にお越しいただいたものの件数でございます。

各施設に直接苦情で行ったものについてまでの集計というのは、行っていないという前提で御答弁をさせていただきます。過去この数年の平均値でございます。私立保育園24施設、これは認可保育園以外の小さな保育園とかも入っておりますが、24施設中苦情の件数は101件でございます。これも3年半弱の合計でございます。1施設当たりの苦情の件数は4.21件、狭山保育園につきましては、過去同じ年で13件ということで、1施設当たりの件数が13件ということで、その差が平均値、約9件くらい多かったというような状況でございます。以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 2点ほど伺わせてください。

陳情者はガイドラインの執行を停止するということを求めておりますが、陳情理由のところ、「①社会通念上必要と考えられる手続きを踏まず、ガイドラインに基づく事務を執行しており、不適切である。」、こういう表現があります。

この社会通念上必要と考えられる手続……

○委員長（木戸岡秀彦君） 根岸委員、マイクを近づけて。

○委員（根岸聡彦君） この社会通念上必要な手続というものについての、市の御見解はどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私どもといたしましては、先ほど来御答弁させていただいておりますけど、これまでなかなか直接保護者の方々とは、緊急事態宣言というような感染拡大防止もあってお目にかかって説明をやって、やり取りを長い時間をやるっていうことはできなかったですけれども、適切に事務を遂行しているということで認識しております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 陳情者は、保育を受ける園児さんが集団生活をする中で育まれる、協調性や他人を思いやる気持ちの醸成が阻害されるのではないかとということを危惧しているように見受けられます。段階的廃園を実施した場合に、在園者が減っていくことになるわけですが、保育園では様々なイベントがあると思いますが、そういったイベントに対して集団行動ですとか他者との協調という点について、市のお考えはどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在のゼロ歳児のお子様たちが最終年長児になったときには、そのクラスだけというようなことになろうかとは考えております。その際の様々な行事などにつきましては、コロナ前の状況でございましたら、確かに人数が少ないというような状況になりますので、これが今後このコロナの状況、



感染状況によってどのように行事を行っていくかということにもなってまいりますけれども、コロナ前のような集団での行事につきましては、状況に応じて子供たちの成長発達に沿った活動への取組ができるよう、狭山保育園の保育士とも検討しながら行っていく必要がございます。

ただ現在、このコロナがどこまで続くかということでございますが、全ての認可保育園で運動会などの密になる大きな行事につきましては、行事の中止や縮小あるいはクラスごとの小さな単位で行って、密を避ける取組を行っているということでございますので、狭山保育園も現に今そのような形で何とか感染拡大を抑えている状況でございます。

今後それがどのような形になっていくかは見えないところではございますが、引き続きこれに関しましては現場の保育士と調整をしながら進めていくものと考えております。

以上でございます。

**○委員（上林真佐恵君）** 先ほど苦情ということについて、具体的にどんな苦情があったかということも伺ったんですけれども、平成27年から集計をされていたということなので、その頃から不適切な保育が行われていたということは、市も御存じだったのかなと思うんですけれども。ただその対応については昨年度末からということなので、昨年度末はこの間の3月なので、ちょっと前、半年も立っていないんですけど、ちょっと前に対応を始めたということで、結構な長い間放置されていたのかなと思うんですけれども、なぜそのようになってしまったのか、まずお伺いします。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** まず平成27年というのは、子ども・子育て新制度が始まって様々制度が変わってからのことでの集計を開始して、こちらのほうにその資料があるということでございます。それ以降、集計をしていく中でやはりその都度、その苦情等はこちらのほうに報告が上がり、それについては園長、管理職の下、保育園で主任等もおりますし、きちんと対応してくださいということで返して、その結果も報告を受けて対応していただいているということで認識をしております。

現状もそういったものにつきましては対応して、その都度改善するようには図っておりますが、昨年度は非常に件数が顕著に多かったというようなこともございまして、これではやはり保育を提供していく上で大変問題があるというようなことで、補正予算をお認めいただいて外部講師を招いて研修を行ったということで、それ以前もそういった形できちんと研修は、そういう意味での外部講師を招いての研修は行っておりませんけれども、園長を通じての指導とか、こちらからもそういった報告が上がって、組織としてそういうものは改善をしていくようにということで指導は行ってきておりました。

以上でございます。

**○委員（上林真佐恵君）** その都度対応していただいたということで、理解をしました。

それで私立保育園に、さっき101件とおっしゃっていたのはお手紙ですとか保育課に直接来た件数ということで理解したんですけれども、それに関しては、ちょっとごめんなさい、さっき聞き逃しちゃったかもしれないんですけど、園長会などを通じて御報告——そういうことがあったということを伝えて、こういう対応をしたよみたいなそういう一定の苦情に対するやり取りが、どのようにやっているかということの確認と、それから保育園に直接届いたような苦情とかについては、市では把握はされているのでしょうか。

**○子育て支援部長（吉沢寿子君）** 市に届けられた私立保育園の苦情に関しましては、その都度課長を通じて各園の園長に、このような苦情が来ているので改善を図ってほしいということで、その結果も求めて記録にはとどめております。

私立保育園に直接届いた苦情の対応につきましては、それはそれぞれの保育事業者として適切に苦情対応を行うよう、それは東京都の福祉サービスの保育園の運営基準とか基準等ですね、あと指導検査などの中で定められておりますことから、適切にそれぞれの私立保育園が行っているということでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん検査基準とかに従って適切に各園で御対応されているというふうに思うんですけども、その報告みたいなものが市のほうに上がってくるような、仕組みとかいうことはあるんですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） その苦情が、その先また市のほうに別の形で市に届けられたりした場合には、市のほうでは把握しておりますが、そのほかの苦情等につきましては園の中で適切に対応していただいているということと、それから保育サービスにつきましては東京都へ、現在福祉部の福祉推進課で指導検査というものが定期的に行われておりますので、その中で適切に指導等行われているということでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 東京都も指導検査を行っていますけど、それがなかなか不十分でして、年間で何園とかいうふうになってるということは以前も指摘をしたと思うんですけども、ちょっとそれはそれとして。

不適切な保育ということで先ほど事例もあったんですけども、ちょっと先ほどの他の委員の御質疑と御答弁を聞いてて思ったんですけども、やっぱり現場がなくなるのにその専門性をどうやって高めていくのかっていう点でやはり、今もそういう不適切な保育っていうのが残念ながら行われていて、それから公立保育園に限ったことでないですけど市役所とか公の職場で非正規の雇用の方が大変増えていて、その割合も大きくなっていて、もちろんその非正規雇用の人たちが悪いか質を下げているとかそういう話ではなくて、やっぱり非正規雇用の人たちは、ちょっと以前にお話伺ったことがあるんですけど、続けたいと思っても続けられないわけですね。専門性を高めていく場がやっぱり与えられないってそういう中で、なかなか正規の方みたいに何年も勤めてその中で積んでいくっていうのが難しい状況にあたり、やはりそういうことも私は、これは公立に關係なく私立でもそういう状況が起きてますので、一つ不適切な保育が起きていることの原因であると思うので、そういうところは根本的な考え方、非正規の方にそういうことを頼るんでなくてきちんと正規の方を増やしてやっていくっていう、そういうことは一つ重要だと思うんですけども。

そういう質の高い保育をするっていうのは——ごめんなさい。その前に現場がなくなるっていうことで、どうやって専門性を高めていくのかっていうことで私は非常に疑問を持ちますので、ちょっと個人的な話をさせてください。私、母が保育士でして40年近く保育士として勤めていたわけですけど、本当に同じ子は一人ともいなかったというのはよく言っていて、対応も本当にその子によって違うし、本当に40年勤めてもまだまだ本当に、何て言うんですかね、自分が一人前の保育士なのかどうかよく分からないというようなこともよく言っていましたし、本当に保育の現場、子供、乳幼児、思いどおりにいかないことも多いですし、親であればどなったりっていうことももちろんありますし、そういう子供たちの安全・安心は当然、命は守りながら、そこで発達を保障していくって本当に私は専門性が高くないとできない仕事だっていうふうに思いますので。

その現場がなくなるのに、相談業務は相談業務で違う専門性があるので、それはそれでもちろん勤めていく中で専門性を高めるってことはできると思うんですけども。例えばその指導監督ということは、その施設が基準を守ってるっていうことだけじゃなくて、やっぱりそういう適切な保育をしてるかとか、そういうこともきちんと見て指導する立場にあると思いますので、現場がない中でそういうことはやっぱりできないんじゃないかと、今聞いていて思ったんですけども、その点について御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） もちろん現場で培われた長年の経験などによって、そういった様々なところで生かせるということでは考えておりますが、対人援助の専門職、社会福祉援助職の一つとして保育士の専門性ということで育成をされているということで認識しておりますので、現場で実際にやっていなくても実習の中とか、その後のそれぞれの専門職団体としての研修などの中で、そういった専門職としての育成などは十分に培われるということで考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん国家資格ですので、きちんと勉強されて資格を得て保育士っていう仕事になるわけですから、その時点でももちろん専門性はほかの人に比べればもちろんあるんですけども、やっぱり今申し上げたように、私は子供を保育する中でやっぱり不適切な保育を行ってしまったけど、それを現場の中で学んでいくっていう、そういうことは現場以外では逆に私は経験を積む中でしかできないものだと思いますので、ちょっとそちらについてはかなり認識が甘いのではないかなというふうに思いました。

それからちょっと不適切保育のこともう一個、ごめんなさい。今狭山保育園、公立1園しかないわけで、公立園が何園かあるところでは異動とかもしながら、いろんな人が代わりながら経験を積んでいくってこともあるので、そういう意味では1園しかないのは別に保育士さんのせいじゃなくて、ほかの園が勝手になくなったわけではなくて、市の施策として1園になっちゃったわけですけども。やっぱりちょっとそういう、ほかの市に比べてそういう異動とかいろんな保育士さんがいる、若い保育士さんも経験を積んだ保育士さんもいっぱいいる中で異動もしながら経験を積んでいくっていう、そういう土壌がやっぱり他市と比べて、そういう意味ではそういう土壌がないので、しっかりと今後も不適切保育について、そういうことがあるのであればきちんと対応をしていただきたいと思います。

それからさっきほかの委員の方の質疑の御答弁で、私もさんざん一般質問で取り上げてますので繰り返し同じ御答弁をいただいているんですが、公と民の違いはないということで、質の違いについてはもちろんあってはいけないことなので、今後も質の違いがないようにしていただきたいんですが、この陳情資料にこれまでの市の内部でのいろいろ検討の経過が載っていて、我々も議会の資料要求などでこれまでも市の内部の文書というのは読んできたんですけども、大体、公と民の違いはないというようなことがどこにでも書いてあるんですけど、やっぱり先ほど来他の委員の方も言ってるんですけど、どうしてその結論に至ったかっていう、そこがない。同様に質の高いサービスをやってるからっていう、そこだけなんですよね。それはやっぱり本当に当たり前前で、そういうことではなくて、やはりその保育理念、日本一子育てしやすいっていう本当に崇高な理念を掲げているわけですから、そういう保育理念をどのように市の保育園のそうした保育に反映させていくのかっていうことを、そういうことを検討した形跡がやっぱりこういう資料をみる限り出てこないんで、私はやっぱり公共施設を2割削減するっていう、その基本方針ありきで決定されたのではないかなと思うんですが、その点の御認識を伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 繰り返しになりますが、市といたしましては全ての市内の認可保育園が質の高い保育を提供していくことが必要であると考えておりますことから、今後もそういった体制整備に向けて、様々な関係機関と連携協力を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 私も繰り返しなんですけど、本当にその質の高いサービスを公立でも私立でも行っていくっていうのは、それは当然のこと、それをするために市がどうやって責任を果たすかっていうことを

言っているんであって、そのためにはやはり公立と私立の役割っていうことをしっかり理解して進めていかなきゃいけないと思いますので、ぜひきちんと検討をお願いしたいと思います。

陳情者の方は、この陳情書を見ますと公立保育園の廃園が前提となるような重要事務への着手に当たり、少なくとも（１）、「在園保護者の理解、合意」、（２）として、「東大和市立保育園設置条例の改廃を前提とする市議会の承認」、（３）として、「相当期間にわたる市民への事前周知」が必要ではないかというふうに述べているんですが、その必要性について御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） こちらにありますとおり３点記載がありますけれども、保護者の皆様とは今後も引き続き、なかなかコロナの中で非常に厳しい状況でございますが、御理解をいただけるように説明を尽くしてまいりたいと考えております。

公の施設の設置条例の廃止につきましては、一般質問でも御答弁させていただきましたとおり適切な時期に上程をさせていただきますして、市議会議員の皆様から御判断を賜りたいと考えているところでございます。

市民の皆様への周知等につきましては、このたびパブリックコメントなども行わせていただいて最終的な政策意思決定をさせていただいてるということで、認識をしております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） （３）のところは相当期間にわたるということなので、市としては、短いパブリックコメントの期間をもって、相当期間の周知ができたというふうに御認識されてるってということなんですかね。そういうふうに理解したんですけれども。

こういう進め方、ほかの委員の方からも御指摘ありましたけど、こういう進め方もそうですし、この陳情者の方が他の自治体にアンケートを取ったということで、それも見たんですけれども、他市からもこうした手続の進め方には不備があるのではないかという指摘もありました。私は、日本一子育てしやすいまちとも矛盾するのではないかという御指摘もありましたけれども、私もそう思いますけれども。

もう一つ、市民と共に歩む市政運営って、市が目指すってということで市長がそういうことを挙げられてますけれども、そういうこととも矛盾するし逆行しているんじゃないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほどの御答弁と繰り返しになりますけれども、市といたしましてはこれまで様々な施策を、うちの部だけではなく様々な部で行わせていただいている中、パブリックコメントなどを行って最終的な政策意思決定をさせていただいておりますので、適切な事務を遂行していると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今回の狭山保育園の廃園の一連の事務以外にも、これまで様々な事務手続の中でこういう決まってから出すっていう、市民と一緒に考えるっていうそういった姿勢は私はやっぱり見られないし、多くの市民の方もそうやって思ってるっていうふうに思いますので、ぜひこうした進め方について考えていただきたいというふうに思います。

それから待機児童との関係で一般質問の御答弁のときには、給食センター跡地にできる新たな認可保育園は狭山保育園の代替園ではないということで御答弁あったんですが、そうしますと狭山保育園が１園なくなってしまうことに対する代替園はどこになると考えているのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 狭山保育園につきましては段階的な廃園でございます。代替園という考えはございません。今後の認可保育園、武蔵大和駅前にもこれから来年の４月にできますし、それから大和南保育

園が移転して定員を増やす予定、そのほか先ほど委員からもお話ありましたが第二学校給食センターで今募集をしており、認可保育園を新たに1園募集をしておりますけれども、そういったところは市全体での保育需要を踏まえて待機児童対策として進めているものでございまして、これからも適切に待機児童対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 代替園としてはないということなので、そうしますと、今狭山保育園にいて狭山保育園のあの地域の方々は行くところがなくなってしまうわけで、そういう意味では待機児童対策とは逆行すると思うんですが、その待機児童って、別に市内の保育園で空いてるとどこどこでも、どっか空いてるところに入ればいよってということでは私はないと思いますので、やはり保護者は保育理念を大切にしますし、自分の保育理念に合った保育園に入れることが私は待機児童対策だというふうに思いますので、今狭山地域、狭山保育園の近くに住んでいらっしゃる方の待機児童対策、どのように考えてるのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これも繰り返しになって大変申し訳ございませんが、5月末の市議会議員全員協議会でも皆様に御説明をさせていただいておりますが、狭山保育園への御希望についてはこれまでございませんので、今定員に対して68%、69%程度の入園というような状況でございます。

市といたしましては、そんなに広くない市の大きさでございますので、その中で一定の需要等を見込みながら適切に、その地域に応じて通う距離なども勘案しながら、これまでも待機児童対策を主眼として認可保育園の整備を進めてまいりました。今後もそのような形で今、鋭意検討して募集や整備などを行っておりますので、今後も引き続きそのような形で施設整備なども、引き続き現状行ってるものをきちんと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 狭山保育園を希望する方はいなかったっていうのは、入りたい方がいなかったんじゃないかと、定員を超えて応募した方がいなかったっていうことだと思いますので、もちろん今希望されて入ってる方はいらっしゃるわけで、数は少ないかもしれないですけどアンケートなんかを見ても非常に満足されているっていうことがありますので、人数が少ないからといってそういう人たをないがしろにしていっていいということではないと思いますので、やはりきちんとその地域の保育ニーズを満たすってことを考えていただきたいというふうに思います。これは意見です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（実川圭子君） 先ほど苦情の件数なども出てきましたけども、そういったよくない話はすぐ伝わるのですけども、なかなかいい話というのが伝わってこなかった中で今回保護者の方のアンケートを見ると非常に熱い思いが書かれていて、狭山保育園の評価っていうのも必要ではないかなと思います。一方の意見だけではなかなか見えてこないこともありますし、やはり通ってる保護者の方の意見っていうのはしっかりと市も受け止める必要があると思いますので、この陳情についてはぜひ採択していただきたいと思います。

あとこの陳情者の方の陳情理由の⑥のところを表5というのがありますが、「段階的廃園の検討の進め方」ということで表が示されているんですが、まさに私はこの一般的な進め方ということで市民の方も納得

しながら進めていくという手続が、本当に必要なんだろうなと思いますので、ぜひこの一般的な進め方を市のほうは研究していただきたいと思ってます。

あとコロナの関係でなかなかそういう場を開くことが難しいという話が出てましたけれども、最終的にはそうだと思いますけれども、私はもっともっと前の段階から、こういった話を少しずつでもする機会が設けられる必要があったのではないかなと思ってます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

市立狭山保育園の廃園の検討については、狭山保育園が市に残された唯一の公立保育園であることから、公立保育園の意義や果たしてきた役割についての十分な検証を行うとともに、公立保育園の全廃により懸念される保育の格差拡大や保護者の多様な保育ニーズに対応する選択肢の減少、待機児童対策の後退や公共の子育て支援施設がなくなることによる地域の過疎化など、山積する課題について専門家や有識者の意見、また他市の事例の収集等も行いながら十分な議論を積み上げることが必要だと考えます。

しかし党市議団が求めた資料や陳情者から添付された資料、またこの間の議会答弁でも、公共施設の2割削減を基本路線として廃園ありきで進められてきたことは明らかであり、さきに述べた様々な課題について議論が尽くされたとは言い難い状況です。また最低限議論されるべきである市立狭山保育園の段階的廃園が子供たちに与える影響についても検証が不十分であり、影響を最小限にとどめるための手法についても具体例が示されず、保育を受ける権利や子供の最善の利益を保障することが軽視されていると言わざるを得ません。

公立保育園を全廃するかどうかという重大な事案について、保護者や保育士など当事者はもちろんのこと、市民の財産である公共施設の廃止はまちづくりにも大きく影響することから、幅広い市民の意見も反映しながら丁寧かつ慎重に議論を深めるべきものと考えます。しかし当事者に対しても方針が決定するまで計画が明かされず、市長決裁により廃園の意思決定がなされるよりも前に保護者に対し廃園を前提とする説明会が開かれ、さらにその説明会よりも前に新入園児の募集が停止されるなど、こうした進め方は市が目指す日本一子育てしやすいまちとも、市民と共に歩む市政運営とも逆行するのではないのでしょうか。

説明会後も、保護者からは十分な説明及び意見交換の場の設定を求める陳情が出され、保護者に対する説明と合意形成も極めて不十分であることが明らかになりました。3第4号陳情でも述べたとおり、狭山保育園で信頼できる保育士の下、たくさんの仲間と共に卒園まで一緒に成長していけるはずだったのに、市による一方的な廃園の方針により、狭山保育園でこれまでどおりの豊かな保育を受ける権利が奪われてしまったことに対する保護者の不安は計り知れません。保護者に寄り添った誠実な対応と保護者の意見を計画に反映させていくことを求めます。市民の意見を反映しながら柔軟に計画を変更していくことは大変な労力が必要とされると考えますが、少数意見も大切にしながら住民の合意形成を図ることこそが民主主義であり、開かれた市政を豊かに発展させるものだと考えます。

市立狭山保育園の在り方の検討については、改めて専門家や有識者の見解も参考にしながら、当事者だけに

とどまらない広範な市民と共に議論を深め、再度検討し直す必要があると考えることから本陳情に賛成し、討論といたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第6号陳情 市立狭山保育園のあり方の検討に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで5分間休憩をいたします。

午後 4時47分 休憩

---

午後 4時50分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（東口正美君） 本陳情はハラスメントの実態調査の実施を求めているものですが、市がハラスメントの実態調査を行うのはどのような状況の場合に行うのでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 現在職員課のほうには、保育士からハラスメントの相談案件等はありません。相談につきましては対象者、当事者の方が限定されない場合には当事者の意向がとても重要だと考えていますので、これまでも全体に対する実態調査等は実施したことはございません。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今の御答弁に当事者の意向ということがありましたけれども、今回は当事者からではなく、他の方から疑わしき行為が確認されたということで実態調査を行うことを求めるという陳情でございますけれども、このような状況で実態調査を行うことができるのか伺います。

○職員課長（岩本尚史君） ハラスメントにつきましては当事者間の問題と認識をしております。考え方も一人

一人異なりますので、当事者本人の意向を丁寧に聞いていく必要がある中では、第三者からの情報や指摘だけでは対応はできない、そのように認識しております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 今当事者からということで御答弁ありましたが、私もハラスメントについては本当に慎重な対応が必要だと思いますけれども、被害を受けた方が、当事者の方がどんな対処を望むかというのが基本だと思ってます。謝罪を望むのか何らかの改善を望むとか、時間をかけて見守ってほしいとかいろいろあると思いますけれども、そういった当事者の聞き取りということ、当事者の御意向が大事だと思ってますけれども。

ここでケース1から3ということで具体的に書かれていることについては、何か市のほうで当事者の方に確認したかというようなことはありますでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） こちらのほうから聞き取り等をしたことはございません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 先ほど第三者からの指摘については特に対応しないということなんですけど、市がつくっている市のハラスメント防止指針においても、被害者からの相談というのがフローチャートが出てますけれども、第三者からの職場での指摘などについても対応は特にしないのかどうか伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 指針のほうには、職員課のほうに相談窓口を設置しまして当事者の本人、あるいはなかなか本人が相談をちゅうちょしたり迷う場合もございますので、周囲の職員また相談を受けた職員から相談を受けられる、そういった体制を整えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 個別事例だけではなくて、例えば広く一般的にというか、広くアンケートのような形で職員の方のハラスメントについて調査などしているところもあるんですけども、東大和ではそういった意味での実態調査は行う考えはあるのか伺います。

○総務部長（阿部晴彦君） ハラスメントに関しましては、市としても決して許されないことということで指針を定め、周知も図って運用もしております。そういう中で具体的な個別の事例が寄せられた場合に、慎重に聞き取りなどをしていくことを主眼としておりますので、現時点におきましては、今御質問者のような対応は考えておりません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 陳情者は、この職員へのハラスメントがあったんじゃないかということで陳情を出されてますけれども、今回のこの廃園の計画について、職員への説明をどのように行ったのか詳細をお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 説明会につきましては、5月31日の市議会議員の全員協議会が終了した翌日に行ったものでございます。内容につきましては、市の財政状況につきまして御説明し、質疑応答をその場で受けたところでございます。時間はおおむね1時間ございました。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そうしますと対面による説明会を行った後に、ここの資料でも添付されてますような質問票というのをお配りしてっていう、そういう流れということよろしいんでしょうか。



○子育て支援部副参事（榎本 豊君） そこで質疑応答も受けましたけれども、欠席した方、それからその場ではなかなか言いづらいというようなところもございまして、期間を定めまして無記名で事務室のほうに提出をして、それが保育課のほうに回ってきて、それに回答したというのがこの資料にあるものでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そのハラスメントの対応についてですけれども、先ほど第三者からはそういう仕組みは今ないということで御答弁がありまして、もちろんその当事者の方の意向っていうのは一番大切にされなきゃいけないことだと思うんですけれども、当事者の方はえてして、自分がハラスメントを受けてるってことにもなかなか気づかないということなんかも最近指摘をされていて、昔だったら許されてたようなことが、もう今の時代はそういうことは許されないってこと。加害者も気づかないし被害者も気づかないっていうようなことが、そういう問題が指摘されてるわけですけれども。

例えば市民の方とかが窓口なりどっかで、これってハラスメントじゃないっていうようなことを目撃したような場合に、どういう対応ができるのかその点についてお伺いします。

○職員課長（岩本尚史君） やはり今、質問者からお話ありましたが、当事者の意向というのは大変大事になりますので、もし仮にそのあたりを確認しないで、当事者がもしかしたら双方の聞き取りですとか細かいものを望んでいないのに話合いが進んでしまうことで、その後の双方の関係ですとか、これからいろいろ話合いなりしてこうということもあるかもしれませんので、そういう意味でも当事者からの意向をまず大事に考えていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） やり方としては、例えばAさんがBさんにハラスメントしてたみたいなきっかけがあったようだという、そういうことが市民の方から報告があったときに、いきなりその当事者2人を呼びつけてどうなのっていうようなやり方をすれば、それはもちろんあれだと思うんですけれども、例えば被害者と思われる方だけにちょっと聞き取りをね、こういうことがあったけどどうなんですかっていうことを聞くっていうようなことは、私はできると思いますので、当事者の方だけじゃなくて第三者からの目撃とか心配されて言ってきた方からの相談というの、やはり仕組みとしてはあるべきではないかと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 個別案件によってやはり様々なケースの対応の仕方があると思います。第三者の意見からとって、そういう個人のものでハラスメントの種類にもよりますが、本件に関しては書面を読んだというところがございますので、そういう意味では聞き取りをする、積極的にですね、する必要はないと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（実川圭子君） この件については、陳情理由のケースなどについては特にまだ対応してないということだと思いますけれども。やはり何かしら指摘があり、陳情という形で使って訴えているということで、私は少し調査というか、少し聞き取りでもしていただけたらなというふうに思います。

このハラスメントの内容については、私たち議員がここで判断するというだけでもないかと思しますので、少し時間をおいて対応を検討していただけたらなと思います。

ここに書いてあるような、陳情趣旨にあるような実態調査、そして公表などがその当事者の方が望むかどうか分からないので、ここまでするかどうか分かりませんが、指摘があったということで調査などをしていただきたいと思ひ、私としてはこの陳情について継続をして少し見守りたいと思ひますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○委員長（木戸岡秀彦君） 今の件についていかがでしょうか。

○委員（東口正美君） 先ほど確認したように、この当事者からでない実態調査というのは非常に、逆に当事者を特定せざるを得ない状況に追い込まれることが、当事者の方が望んでいるかどうかということも分からない微妙なところだと思いますので、何らか調査をするということ自体がお相手に与える影響等も考えなければいけないかなというふうに思ひます。

ただ一方で、この廃園に伴う職員の皆様のお気持ちというのは様々個々にあられると思ひますので、その辺については市の職員課または担当部が丁寧な説明をすることと、本人の意向もよく聞いて差し上げてほしいなと思ひますけれども、この陳情に応える形での調査というのは、かえって当事者のためにならないのではないかと思ひます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 陳情の指摘があったから直球でそこを調べるという意味ではなくて、こういった指摘がある以上、何かしら市のほうは全体的な調査、保育に関する調査でもいいですし、何かしら工夫をして少し指摘されたことに対しては何かしら対応が必要なのではないかという意味で、今ここですぐに結論を出さずに、その経過を見守りたいと思ひ、私は継続を提案いたします。

○委員（上林真佐恵君） 私も先ほど陳情でも述べましたけれども、やっぱりこの保育園の廃園ということが唐突に示されて、保育士さんは市の職員ですけれども、なかなかやっぱりそういうのを知り得る、全部市の計画を見てとかっていうのはなかなか難しい中で、そういうことを知って非常に動揺されていて、そういう意味では職員の方にはやはり丁寧な対応、誠実な対応をしていただきたいというふうに思ひますので。

御本人からのものではないですけれども、やはりこういう指摘がされた以上は何らかのことをするべきではないかと思ひますし、そのやり方によって、この人をいきなり特定しなくても書いた人の中でこういう陳情が出る、陳情はあれにしないでいいかもしれないんですけども。そういう疑いがありますけど調査を希望されますかとか、やり方はちょっといろいろ私も専門家じゃないのであれですけれども、御本人の意向に沿ったやり方というのがあると思ひますので、その辺は考えていただいて、いきなり御本人を特定しなくてもできるのではないかなと、やり方次第ではできると思ひますので、継続審査、私は調査という聞き取りなど、最低限聞き取りなどを行ってほしいと思ひますけれども、継続審査ということであれば継続にして、また調査を続けるということでもいいかというふうに思ひます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 継続審査かどうか、周りの皆さんの御意見を聞かなくていいんですか。（発言する者

あり) じゃ、いいのかな。実川さんが……

○委員(実川圭子君) では、この際動議を出したいと思います。

本件につきましては継続審査が適切と考えますので、ぜひそのように進めていただけますよう、委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長(木戸岡秀彦君) ここで暫時休憩いたします。

午後 5時 9分 休憩

---

午後 5時10分 開議

○委員長(木戸岡秀彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま実川委員のほうから継続審査ということでお話ありましたけども、自由討議が終了して討論に入っておりますので、今回の継続については認められませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

討論を行います。

○委員(上林真佐恵君) 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

市内に唯一残された公立保育園である市立狭山保育園の廃園の方針を、保護者や保育士、幅広い市民の意見を聴くことなく決定し段階的廃園の計画を進めていることは、狭山保育園に子供を預けている保護者だけでなく、保育士職員に対しても大きな不安と動揺を与えています。市が保育士職員を対象に行った段階的廃園についての質問票にも職員の方々の不安の声や狭山保育園で保育士を続けたいという率直な言葉がつつられており、熱意をもって日々子供たちと向き合い保育を行っている保育士職員の方々に対し、誠意ある真摯な対応を行うのは当然のことと考えます。

陳情に書かれたおのおののケースがハラスメントに該当するかどうかについては、専門家による判断が必要であることから、市民からの指摘がある以上、実態調査を行うべきと考えます。またハラスメントの被害者はハラスメントを受けていることに気づきにくいということが度々指摘をされていることから、当事者だけでなく第三者からも相談ができる仕組みづくりの必要性を指摘いたしまして、賛成討論いたします。

○委員(実川圭子君) 3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

自由討議でも発言しましたが、私としては指摘があった以上、何らかの対応が必要であると考えます。そのため継続審査を希望しましたが、御同意が得られないというか、私の発言のタイミングが悪かったこともあり継続審査とはなりませんので、この陳情については採択をして、実態について市で取れる対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長(木戸岡秀彦君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(木戸岡秀彦君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第7号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結

果報告を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件は不採択と決します。

ここで説明員退出のため暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休憩

---

午後 5時15分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

前回6月21日に行われました厚生文教委員会開催後に、各委員の方から所管事務調査の事項について御意見を何名かからいただきました。その後、正副委員長と改めて検討しまして、正副委員長（案）を作成いたしましたので、本日机上に配付しております。御一読いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

幾つか案がございまして、それで正副と話し合いましたのでまとめさせていただきました。

何か、この所管事務調査に関して御意見のある方、ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 私が出した意見は、社会的な孤立についてということで出させていただきました。社会的孤立というのは非常に広範にわたる調査をしなければならない状況の中で、今回コロナの問題でよく分かったようにいかに単身世帯が多いかという中で、社会と縁が切れてしまっている方が多いという中で、その中でも特にひきこもりの支援というのは一番困難事例だというふうに私自身思っておりますので、この件について今回、厚生文教委員会で委員長が取り組まれるという果敢な姿勢に賛同いたしますので、賛成いたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） この件に関しましては、スケジュール等も含めてこちらに記載をさせていただきましたけれども、当然このコロナ禍の状況で今後視察等に関しても、コロナ禍の状況で現時点ではなかなかできるような状況ではないという部分もございます。そういった意味では、勉強会とかそういった部分で学習会をするとか様々な部分で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まだほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（上林真佐恵君） まとめていただいてありがとうございます。

本当にひきこもりといっても、ここの内容のところに書いてありますように、お子さんから高齢者から若い方から障害のある方とか、本当に一言で言ってもすごく全ての年代に通じる問題という意味では、理由も様々だと思いますし、時間をかけて調査をするという意味では本当にやるのがたくさんあると思っておりますので、非常にやりがいがあるというか、私も自分の中の知識を深めたいと思っておりますので、よいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに御意見ございますか。

○委員（中村庄一郎君） この中には先ほどからあれだったし、今までもずっとみんなで検討してきて視察はということであつたんですけども。これ3月ぐらいとかさ、までいかないか。2月ぐらいまでとかさ、コロナの

関係のいろんな事情がある程度緩和されてきたらね、例えば突然、内容はこういうことで実際には研究材料とかね、それはそれで一つとして、それを目的に視察や何かも行ける予算みたいの取れたっけ、委員会で。

○委員長（木戸岡秀彦君） ちょっと聞こえにくかったんで、すみません。もう一度。

○委員（中村庄一郎君） だから来年の2月、1月とか2月ぐらいになって、それで視察へね、ちょっとこの内容について何かすごく非常に知りたい地域が出てきたとかっていうことになって、もしそちらのほうへ、じゃあ視察に行こうかといったときに、コロナが緩和されてきてね、きてねの話ですよ。そのときにそれなりの予算ってのはまた取れたんだっけ、どうなんだっけ。

○委員長（木戸岡秀彦君） 今年度ということですね。

○委員（中村庄一郎君） 今年度今年度、今年度中ということですね。

○委員長（木戸岡秀彦君） 予算はございます。大丈夫です、それに関しては。

○委員（中村庄一郎君） そういうことだよ。だから多分今年度中にまだ予算が残っていれば、いるんだったら、そしたら、例えばコロナ禍がある程度鎮静されて、ちょっとしたところへはこの内容でね、内容は内容でこのことで決めて、この内容でそれで地方へっていうかね、そういうところに視察に行くだけの予算があるかっていう話だけ。

○委員長（木戸岡秀彦君） 一応今コロナの状況が、多少今感染者が少し減ってるっていう状況でも現状ありますけども、まだまだ予断を許さない状況ですので、これに関してはコロナの状況を見ないと分からないことでもありますので、その状況によって相手先と連絡を取って、可能ならば行けるような方向で考えたいと思います。この視察場所に関しては、先進事例で様々な取組で様々な成果を出してるところを連記をさせていただきました。

あとはよろしいでしょうか。御意見大丈夫ですか。

お諮りいたします。

本委員会の所管事務調査におきましては、調査事項を「社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて」とし、調査目的を、「現状と課題を調査することにより、視察の充実に資するため。」とし、調査方法を「担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行う。」こととし、調査期間を「調査が終了するまで。なお閉会中において継続して調査をすることができるものとする。」ということで決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により委員長が議長に申出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって、令和3年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 5時22分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦